

幕末期における外交施設の変遷と教会用地の取得に関する考察

日仏交流から見た幕末―大正期における函館の都市遺産形成に関する研究

藤女子大学大学院 人間生活学研究科教授 三宅 理一

フランス国立科学研究センター研究員 前島美知子

第1章 研究の目的と方法

＜研究の背景＞

函館（箱館）は北海道の玄関口として江戸期から重要な役割を果たしてきたが、幕末の開港地にひとつに指定されたことから、国内貿易の拠点から世界と繋がった国際都市へと発展することとなる。ロシア、英国、アメリカ、フランスと欧米の主要国がこの地に領事館を設置し、自国民の保護と通商の奨励を行うが、なかでもフランスの果たした役割は、カトリック教会の宣教と密接に関係していたという点で、ロシアの正教会との関係と相似し、外国人居留地を混在させた函館の都市構造に大きな影響を与えた。本論文は日仏に残る史資料を渉猟し、幕末から明治期にかけてのフランス外交団・宣教団の函館への関与を分析し、建築・都市計画の観点から函館の発展を論ずるものである。

カトリック教会の日本での展開を知る上で、幕末に宣教が再開されて以降、明治後半の司牧制度の確立期に到るまでのパリ外国宣教会（*Missions étrangères de Paris : MEP*）の一連の動きを追跡することは重要である。キリシタン禁制が徹底し外国人宣教師を頑なに拒み続けてきた日本に対してカトリックの再宣教を最優先ミッションとして掲げたのがこの宣教会であり、シャルトルの聖パウロ会やマリア会修道会などの力を借りながらもなかば「独占的」に日本での布教を担っていた。

パリ外国宣教会は17世紀半ばに設立され、パリに本部を置きフランス人聖職者を主たる会員とするカトリックの宣教団体である。大航海時代の強権的な布教とは一線を画し、土地の風習になじみ、地元の共同体を育てていくことに力点を置いていた。その性格は、終身請願によって入会が認められ厳しい戒律で律せられた修道会とは異なり、教区司祭や神学生が無請願で入会し宣教活動に勤しむ「司祭会」のかたちをとる。宣教という点でローマ教皇庁の福音宣教省に従属すると同時に、組織の上ではフランスのカトリック教会、すなわちパリ大司教区の裁治に従うことが求められる点で二重の組織原理を胚胎していた。当初からアジアやインド洋地域での宣教が大きな目的であり、とりわけ19世紀に入って以降は、シャム、ベトナム、中国など東アジアの国々に多くの宣教師を派遣してきた。その軌跡は、フランスの海外植民地の拡大に対応しており、それゆえに宣教会の宣教事業はしばしば植民地主義の文脈で議論されてきた。

ナポレオン3世の対外政策のひとつはカトリック主義の拡大にあり、フランスの外交ミッションへの宣教師の随行は常態化していた。イタリア統一問題をめぐって教皇庁と対立を繰り返してきたナポレオン3世にとって、国内カトリック勢力の取り込みは大きな命題であり、それゆえに博愛主義から布教への情熱にかられたパリ外国宣教会を保護育成する

ことは国家的な意味をもちえた。ボナパルト派、共和派、王党派などさまざまな政治勢力の拮抗の上に成立した第二帝政であればこそ、覇権主義と福音宣教という矛盾する政策が共存しえたのである。しかし、その動きに参画し東洋に渡った宣教者たちは必ずしも保守的なカトリック勢力の代弁者ではなく、宣教会の基本理念である「土地の風習になじむ」ことを身をもって実践し、カトリックの土着化というプロセスに大きく貢献したことも事実である。本論考は、その視点を前提に、日本という風土の上で展開した宣教会と外交団の関わり、そして地元共同体の形成について都市形成史的な視点から考察を進めるものである。

＜研究の目的＞

パリ外国宣教会は、1859（安政 6）年の日仏修好通商条約の批准を待って、最初の開港地たる箱館、横浜、長崎に外交団とは別に多くの聖職者を派遣することになる。それらの地で始まった教会は、当初、外国人居留民のための教会としての位置づけであったが、やがて潜伏キリシタンを含めて地元の信徒数を拡大させ、明治初期にはそれなりの信徒共同体を生み出した。その規模に見合った教会の建設はそれらの共同体にとって必須の課題であった。

幕末の開港地のひとつであった箱館は、北辺の地でありながら、通商や貿易の拠点であると同時に、「蝦夷地」という未開拓の土地の入口であるという点で、パリ外国宣教会は大きな比重を置いていた。この地にカトリック聖堂が建てられたのは、1859（安政 6）年に宣教会のメルメ・カション師が上陸し、寄寓する寺院内に建てた住居に礼拝室を設けたのが最初であるとされ、その後、場所を山裾の元町に移して、1867（慶應 3）年に正式な教会建築が建立される。これが今日のカトリック元町教会の始まりである。現在の元町教会は 1910（明治 43）年に再建された聖堂（Fig.1）が 1921（大正 10）年の大火に被災した後、その構造体を利用して 1924（大正 13）年に再建・献堂されたネオ・ゴシック様式の建築であり、同時期に再建された隣地のハリストス正教会（ロシア正教会）の聖堂と合わせて函館の観光名所として名高い。



Fig. 1 元町カトリック教会、明治 43 年再建直後の写真（元町教会所蔵）

北海道のカトリック教会がこの元町教会を始まりとして全道的に拡大していった経緯を考えれば、司牧面での重要性は論を待たないが、建築的・空間的特質となると、同じ宣教

会の手になる長崎の大浦天主堂と較べて研究の蓄積が少なく、その成立事情、建て替えの実態、建築デザインの詳細については不明な点が多い。まだキリスト教が禁制であった幕末に外国人居留民を対象として建設された教会が、明治維新後に多数の信徒を獲得し、地域に開かれたカトリック教会として定着していく過程を明らかにするためにも、こうした諸点は十分に吟味されなければならない。本論文は、それらの点に関する今後の段階的な解明を前提に、幕末期に焦点を絞り、開港地箱館をめぐってパリ外国宣教会とフランス外交団との間でなされた外交施設の計画と教会用地の獲得をめぐる一連の動きを明らかにすることをめざしている。

(1) 幕末のカトリック再宣教後、横浜・長崎に次ぐ我が国で第三番目に古い函館教会の成立事情を、フランスを軸とした国際社会と地元との交わりに光を当てながら、北海道（蝦夷地）という立地の意味を含めて再考する。

(2) 北辺の港町であった函館（箱館）が開港という一大外交イベントを介して大きく変質し、火災が頻発する脆弱な都市構造の中で、外交都市として独自の土地利用と施設経営を展開していった過程について再考する。

＜研究の方法＞

カトリック元町教会の成立過程を知るためには、幕末から明治初期にかけパリ外国宣教会、外交団、信徒集団など当事者、箱館奉行所、開拓使など行政主体、町場の商家や地主、大工棟梁などとの間でなされた交渉（土地の貸渡や譲渡）や取引（借家・借地、普請・作事）を詳らかにする必要がある。また、教会建築を再現するためには、当時のスケッチや絵図・古写真などが不可欠である。そのため、各地の文書館、図書館等に収蔵される当時の文書、とりわけ北海道立文書館、函館中央図書館、国立公文書館、外務省外交史料館に所蔵される古文書の発掘を行う。当時の街並みを理解し、教会の立地や形態を知る上で、明治初期の函館市街地の写真（函館中央図書館所蔵）は示唆するところが大きい。また、パリ外国宣教会のアーカイブ（パリ本部）に所蔵される仏文古文書は、宣教師たちの生の報告とともに図面類も含まれており、宣教会の計画意図、聖堂建設に到る過程、意匠の詳細を解き明かす上できわめて重要である。

以上のかたちで収集されたデータをもとに、本研究では、地図情報を介して対象地の変遷を辿るとともに、初期の外交施設と教会建築の復原と編年を行う。函館は木造の建造物が密集し、冬期の強風にあおられて大火が発生する割合がきわめて高かったため、元町教会に限らず、隣接するハリストス正教会やその他の建造物も罹災を繰り返し、その都度建て替えや修復がなされている。繰り返し発生する大火とその被害に関する各種の報告書を参考としつつ、被災状況と再建の実態には特に注目したい。

本論文で扱う建築物は、現在の建築が再建される以前のものであるため、遺構は表向き存在しないが、創建期の井戸や石段など、外構に関わる部分についても実地検証し、今日との連続性を探る。

なお、日付に関しては、明治5年から6年にかけての改暦までは、特に西暦との記載がない限り、和暦をそのまま用いていることを付記する。

第2章 これまでの研究

我が国におけるキリスト教建築をめぐる研究は、日本再宣教後の九州での教会建築が建築史的研究の対象となってきた。ユネスコ世界遺産リストへの登録をめざしたこともあって、九州の教会群についての研究の進展は著しく、大浦天主堂の図面発見を含めて、新たな史料の発掘も進んでいる。その結果、林一馬を筆頭とする研究グループによる大浦天主堂と他の天主堂に関する研究、土居義岳によるパリ外国宣教会の建築タイプに関する研究などが新たな成果を提示している。しかし、函館ならびに北海道については元町教会を含め、北海道大学の建築史研究室（越野武・角幸博ら）によって現存するいくつかの聖堂の実測調査がなされた程度で¹、本格的な研究には到っていない。

元町教会の「地」となる函館の都市史に関しては、函館市史の編纂に際して集中的に研究が進み、玉井哲雄を中心として近世的な町割りの方式から明治期の近代的な計画原理への移行が示されている²。外国人居留地のあり方、度重なる大火を経て実施される区画整理、宗教建築の移転などが詳しく論じられ、現存する建築遺産の評価も含めて、函館の建築・都市研究の基礎を提供している。ただ、元町教会については、先の北海道大学の調査グループによる研究をそのまま踏襲しており、市史編纂の時点で新たな進捗はなかった。

歴史学の立場からは、日本の近代化におけるキリスト教の役割はさまざまな角度から考察され、本稿の主題となるパリ外国宣教会についてもその役割が詳しく論じられてきた。宣教会の組織的動向に加えてメルメ・カション師、プチジャン師といった個々の司祭の活動も明らかになっており、近代史、日仏交流史、カトリック史などそれぞれの立場からの議論が活発に提示されている³。

カトリック教会の側からは、みずからの歴史を振り返るということで、幕末から明治の教会史をめぐる多角的な観点から議論がなされてきた⁴。パリ外国宣教会に役割についてもパリのアーカイブに残る当時の報告を読み込むことで全体像が描かれている⁵。元町教会に関しては、2009年がメルメ・カション師による再宣教から150年にあたるということで150年史編纂がなされ、パリ外国宣教会アーカイブにおける新史料の発見を含めて詳細な教会史が編まれた⁶。

カトリックの教会建築はそこで執行されるミサやベネディクションなどの典礼、さらにはその内外に配置される絵画や彫刻のイコノグラフィ的な意味と不可分の関係にある。その点では集会性を重視するプロテスタント教会とは異なる空間原理が働いており、そこに独特の土着化のメカニズムが潜んでいる。着物を着て畳に座る日本人の行動パターンをごく素直な意味で採り入れ、畳敷きで展開される初期の天主堂は、欧州の教会から派生しつつも強い土着性をともなうものである。カトリックの共同体では共有されているこの見方が従来の建築史研究では議論されることがなかったが、本論文では敢えてこの視点を採用入れて論を進めることとする。

第3章 メルメ・カション師とフランス病院

3-1. 箱館への宣教師派遣

1858（安政5）年の日仏修好条約の調印にともない⁷、パリ外国宣教会は、最初の開港地たる長崎、横浜、箱館に対し、いずれの居留地内にも天主堂⁸を建立し、宣教師を派遣することを決めるが、禁教令が厳然として存在する日本国内での布教については居留地の境界を越えては認められず、市井の人々と接触するには奉行所の目をかいくぐらなければならなかった。幕府、さらには他国の外交団に向けた表向きの文言とカトリック社会の中での言説とが異なることは、当時の奉行所文書と宣教師のパリへの報告書や私信との違いを見れば一目瞭然である。多くの殉教者を出した九州での再宣教はおのずから重視され、ローマでも教皇ピウス9世が長崎での26殉教者の列聖を強力に推し進めるなど、機運が盛り上がった。

箱館一帯は、北方への海防を強化するために1854（嘉永7）年以来、幕府直轄とされ、対ロシアを意識した蝦夷地の防備のために東北諸藩が警護の兵を派遣し、そのための陣屋が立地することになる。箱館一円の防備を担う南部藩が最大の敷地を占めているが、他にも蝦夷各地を担当する秋田藩、仙台藩、庄内藩などが市中に陣屋を構えていた。

箱館に初めての外国人が到着したのは1854年といわれるが、1860年代には定住外国人数は数十人のオーダーとなる。これら外国人たちの間ではロシア人を除き、箱館の評判は概して芳しくない。外交官の間でも「すでに長崎と横浜を知ってしまった人達は箱館については、外国貿易のために開かれた日本の港の中で三番目の、最も重要性の乏しい町として、軽蔑をもってしか話題にしない」⁹と記されるように、気候の悪さに加え、新開地ゆえに「はなはだ粗野」で「仕事もあまり熱心ではなさそう」¹⁰な箱館人を相手にすることに不平不満を漏らす例が散見される。しかし、宣教師の側では長崎での潜伏キリシタンの発見に刺激されて「たぶん蝦夷だけで8万人以上が、ひそかにキリスト信者の先祖の聖具や祈祷書などを保持し、その宗教を隠れて行っている」¹¹との期待に胸を膨らませ、むしろ積極的に北辺の地に乗り出してこうとする。

フランス政府は、箱館の領事業務を英国の領事館、あるいは外国人商人を副領事（vice consul）や代弁領事（agent consulaire）に任じ、一時的に横浜から外交官を派遣することはあっても、自国の外交官を本務領事として駐節させることはなかった¹²。それに対してパリ外国宣教会は、既に琉球で一定の日本語を学習したメルメ・カション師を1859（安政6）年に箱館に派遣して宣教のための地ならしを行い、1867（慶応3）年以降は継続的に宣教師を滞在させ、アイヌへの布教を含めて教会の活動を活発化させる。

3-2. 寺院内での「異人普請」

条約締結にともなう各国の外交団の箱館上陸に際して、箱館奉行所は領事館の恒久的な設置を前提として、寺院の客殿等を間仕切る、あるいは増築をして仮設の止宿所とした。最初に来箱を果たしたアメリカ貿易事務官ライスは浄玄寺、次いでロシア領事ゴシケヴィッチが実行寺という具合に配置され、フランスの代弁領事を兼ねる英国領事のホジソンは前記二つの寺院に挟まれた称名寺に止宿所が提供された。メルメ師の場合は、宣教会の司

祭でありながらも表向き「佛蘭西公使館通辨官」として外交官身分が保証されていたので、ホジソンの手引きで称名寺に仮の住居を構える。

貸主である寺院に対して家賃の設定を行うために止宿所の絵図面が描かれており、称名寺の「英吉利西コンシュル止宿所」の図面を見ると、1859（安政6）年9月のホジソン着任当時、住居として用いられた客殿の座敷に加えて、玄関先に2間×4間半の「長屋」が移築されているのがわかる（Fig.2）。後者はおそらく領事館の執務室として用いられたのであろう。スペースが足りないことから翌年春には「異人普請」として増築が3か所なされた。

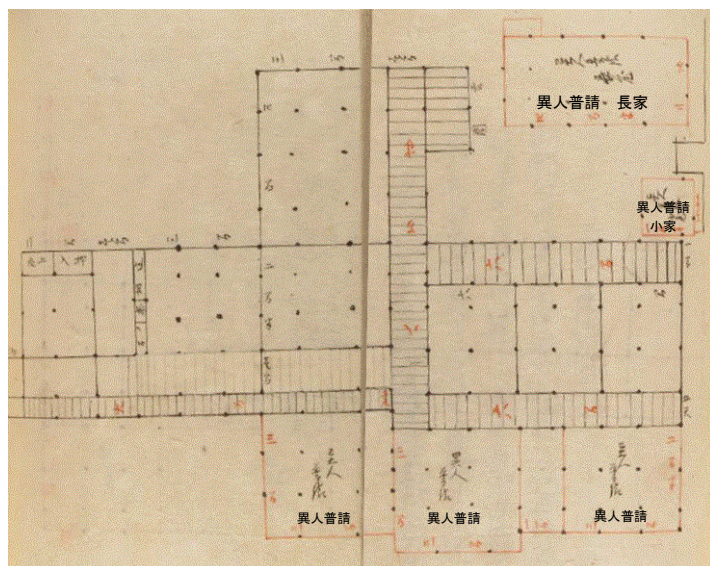


Fig. 2 称名寺の「英吉利西コンシュル止宿所」平面図（1861年）。「異人普請」が「長家」、「小家」に加えて増築部3か所、施されている。

3-3. 称名寺におけるメルメ・カシオン師の「小家」

1859（安政6）年11月に来箱したメルメ師は、ホジソンのはからいで称名寺内の「英吉利西コンシュル止宿所」の座敷を間仕切って仮の居を構えた。しかし、1週間後には同寺院の境内に常設の住居の建設が始まる。着任時からフランス代弁領事の任にあったホジソンが予め奉行所との交渉をしていたのであろう。

「100ドルのお城に居を構えることになりました。これで1週間。日ごとに輝きを増していきます。大工たちを叱咤激励し、酒を振る舞う毎日です。そのため週400錢ほどかかりましたが... 垂木や梁の寸法を測り、礼拝室のためにホジソン夫人にお願いした布のサイズを整えたりしています。絹や刺繍が大変安いので、室内をとってもきれいにすることができそうです。」（西暦12月3日＝11月10日付の書簡）¹³

箱館最初のカトリック聖堂と目されるこの住宅については、箱館奉行所文書とパリ外国宣教会アーカイブのそれぞれに図面が残されている。前者は、称名寺の土地建家貸渡に関する文書で、1863（文久3）年にアメリカ商人フレッチャー（フレツル）¹⁴がメルメ師からこの建物を引き継ぎ、建増しを行ったことを示すために描かれたもので、元の建家が「安政六年未六月佛蘭西人ニ此年」に貸渡されたとの書き込みがあり¹⁵、面積は4間半×3間と

なっている (Fig.3)。もうひとつの図面はメルメ師自身の手書きのスケッチで、ピエ (約 325 mm) を単位として、25 ピエ×20 ピエの矩形の主屋に台所が就いたものである (Fig.4)。

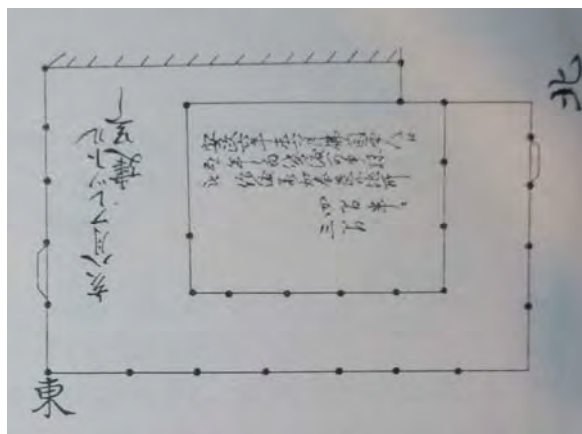


Fig. 3 称名寺による土地貸渡約定図面 (文久3年)



Fig. 4 メルメ師による称名寺内の「小家」のスケッチ、室名と寸法が描き入れられている。1859年、AMEP蔵

メルメ師のスケッチには仏文で室名と寸法が記載されているので、この住居の平面計画が読み取れる。それによると、礼拝室 (シャペル)、応接間 (サロン)、執務室、寝室などが収められ、全体として司祭館の体裁をとる。北側 (寝室・執務室) と東側 (居間) の外側にはバルコニーが回り、西側には主屋からはみ出るかたちで台所が設けられている。礼拝室の面積は 15 ピエ×13 ピエと記されており、ほぼ 2.5 間×2 間に相当するので、面積 5 坪の礼拝堂である。私的な礼拝や典礼に用いられる程度であったことが察せられる。いざ住み始めると、夏場の居住性は良いとして、「周りからフランスのお城と呼ばれるものの、激しい雨に耐えられず、風に吹き飛ばされそうな住宅」であり、特に冬場になると「夜具の襟カバーが氷結し」、「水も葡萄酒もすべて凍ってしまう」ほどの耐寒性が欠落した仕様に音をあげている¹⁶。

二つの図面の間には寸法上の違いがあるが、文久度の図面が土地貸渡の基本図となっているので、棟梁たちが安政度のメルメのスケッチを敷地条件や間取りの整合性に当てはめながら間尺に直した結果と推測される。当時の日仏の計測単位の変換は、フランス側がピエで記し、それを便宜的に尺に読み替えて日本の大工が施工するのが一般的とされていた。台所が実際に存在したかは定かではない。

1859 (安政 6) 年の最初の冬を越し、半年余りの活動を経てこの住居に二階が建増しされることになった。1860 (万延元) 年 7 月のことである。欧州基準どころか日本の基準からいってもきわめて狭い「小家」であるため、「コンドワヅカナニカイヲタテマスル」¹⁷として箱館奉行所に通告しきつと工事を進めてしまった。大家である称名寺の住職とは当然揉めることになるが、日本語を含めた彼の知的能力を評価する奉行所側の理解を得ることに成功する。その後も寺院側から「ヲシウサマノヲセラルトコロハ、イツコノコヤ (小家) ヲトリホゴスカトイヒマス」¹⁸と早急な場所の明け渡しを懇願されるものの、それは「ニッポンノセイフ、ソウヤーナルジメンヲキメマセバ」解決するとして、奉行所により広い地所の提供を求めていく。

函館中央図書館に保存される明治2（1869）年と明治9（1876）年の函館写真にそれぞれ称名寺を函館山方面から移したのがあるが、規模、方位、二階家、さらには斜面地としての敷地条件といった観点からそれらを精査すると、フレッチャーによって周囲を増築されたこの「小家」と判定可能な建造物が同定される（Fig.5）。客殿の正面向かって右側に建ち、目立った装飾はないものの、仏教（浄土宗）伽藍内の異人普請になるカトリック司祭館としてそれなりに存在を示す建築であったと推察される。なお、この客殿は初代英国領事ホジソンが「異人普請」を行って止宿所として用いた建物であることが、この写真とFig.2との照合から導かれるが、当時の異人普請部分は撤去されて残っていないことがわかる。



Fig.5 明治9年の称名寺境内、本堂（中央）と客殿（左）を眺める。左の二階建建家（楯円内）がメルメの「小家」の可能性が高い。称名寺は明治12年の大火で焼失し、その後の区画整理で現在地に移転した。『明治九年函館港全景』（函館中央図書館蔵）

3-4. 鶴岡町の「新家」

メルメ師は表向き「佛蘭西公使館通辨官」として外交官身分が保証され、領事館のスタッフに数えられるべき立場にあったが、領事業務は英国領事のホジソンがフランスの代弁領事の資格で行い、日本語のできるメルメ師は将来の布教を見越した外に向けての社会活動に専念した。通常的外交官や貿易商とは異なった行動パターンを示し、旺盛な知的好奇心から「日本の役人から彼ほどの厚遇を受けている外国人は他にいない」¹⁹と言われるほどに日本人の中に入っていった。自身の活動拠点を必要とし「ヲブギョーヨリクダサレタジメンセマクテ ベツニイエヲタテタイ」²⁰ということで、市中に新たな場所を物色した結果、1861（文久元）年8月に砂州の中程にあたる鶴岡町に広い地所（651坪＋通路）の借上げを行う（Fig.6）。官有地ではなく民地であるので、取引は地主2名（新六、又兵衛）との間の約定となり、それを奉行所に届け出ている。この時は表通りに面する区画（町家の規模）には触れず、背後の広い敷地のみを借上げの対象としている。

メルメ師の市中の住居はこれまで場所不明とされてきた。しかし、1862（文久2）年8月から9月にかけて、奉行所とフランス副領事（英国領事エンスリー）双方の記録に、同師が鶴岡町に屋敷を構えたが、飲料水を引くための水道（溝）工事が町内との兼ね合いで遅れている旨の記述がある²¹。奉行所文書では、称名寺内の家を「小家」、鶴岡町の家は「新

家」と呼び、メルメ師自身、その双方を用いていたことが読み取れる²²。この年の10月に前年に借上げた土地の増地を図り、同じ地主から通り側の70坪と125坪の二つの地所を新たに借上げようとしたが、運上所が承認せず、副領事を巻き込んだ論戦となり、翌月になってようやく貸渡が認められた²³。

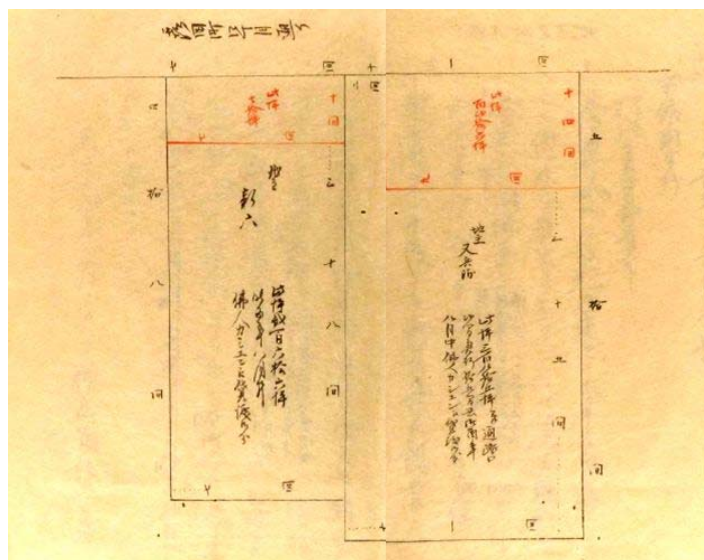


Fig. 6 文久2年10月3日付、「佛蘭西コンシュルゼームデインスリー」よりの書状に添付された絵図、新六・又兵衛の所有地借上げの増地をはかるもの、(北海道立文書館蔵)

その当時発行された『箱館真景繪図』(文久2年)には、箱館の出入口であった枅形(舁方)の外側に「フランス」と記された住居が図示されている(Fig.7)。背後には用水として開削された願乗寺川(新亀田川)が流れており、メルメ新家の水道工事がこの川からの取水を指していることがわかる。さらに、1866(慶應2)年付の「元フランス人メルメテカシユン住居」と明記された住居の改装に関する見積書が残されており²⁴、そこに示されたふたつの建家の規模(113坪5合、78坪)が4年前の契約書に概ね対応している点も、メルメ師の新家の所在を裏付ける。

松前藩政期の箱館の境界は砂州側に突き出したところに設けられた枅形にあり、安政期に入ってその外側に造成されたのが鶴岡町(靄岡町)である(Fig.8)。メルメ師がこの土地を選んだ時点では枅形がまだ残っていたが、海側には埋立地が造成され、商館や倉庫を集積させた通商拠点の建設が図られていた。メルメ師が敢えて枅形外の鶴岡町に賃借地を見出したのは、広い敷地を必要とする病院の建設を企図した結果と推察されるが、市外亀田にあった小病院の刷新を図ったロシアがほぼ同時期に市内の高台(大工町)をその敷地と定めたのと比較するとまさに対極にある考え方である。病院であればこそ当然天主堂の建設がともなうものであるが、その点については史料から読み取ることができない。



Fig. 7 『箱館真景繪図』(文久2年)、「舁方」の横(鶴岡町)に「フランス」の表示(矢印)、背後に願乗寺川、(函館中央図書館蔵)



Fig. 8 『箱館港市街地圖』(安政2年) 榊形とその外側に鶴岡町、(函館中央図書館蔵)

この病院計画は結果的に中断されるが、メルメ師は月額 200 ドルをベースとして結構な金額を両替しているので、少なくとも住居の建設や敷地整備にそれなりの投資を行ったことは確かである。1863 (文久 3) 年に彼が箱館を引き上げて以降、この地の住宅はデンマーク人貿易商の J.H. デュースに引き取られ、彼が明治初年まで使うことになる²⁵。貿易商の傍ら各国の領事業務を委託され、官と表裏一体となった政商として知られていた人物である。1868 (慶應 4) 年に刊行された絵図『箱館真景』にはこの鶴岡町の位置に「フランス」の書き込みがあり (Fig.9)、その信憑性が高いとすれば、当時、フランスの代弁領事に任じられていたデュースがこの住宅を用いて領事業務を行っていた可能性がある²⁶。少なくとも明治 7 年 (1874) 年までは、この建物の所在を追跡することができる²⁷。



Fig. 9 『箱館真景』(慶應4年) 部分、鶴岡町に「フランス」と記された洋館(矢印)が描かれる、(函館中央図書館蔵)

この地所の同定は明治期の地籍図から可能である。たとえば 1876 (明治 9) 年発行の開拓使函館支庁の地籍図を見ると、鶴岡町 2 丁目に位置する川崎新六 (444 坪) と折原又兵衛 (751 坪) のふたつの地所が、メルメ師への土地貸渡に際に描かれた図面や地主名とほぼ合致する²⁸ (Fig.10)。この図面では周囲は平均 150 坪前後の短冊状の地割で、この二つの区画のみ一段と大きくなっている。安政期の町方掛の文書には「榊形外」たる鶴岡町の

地所が台帳化されており、宅地としては新六、又兵衛を含め、17 件を数える²⁹。大方の宅地は間口が 6－8 間、奥行きが 30－50 間となって背後の願乗寺川に到り、市中の宅地に比べて規模がはるかに大きい。幕末、明治となってここ一帯が市街地化されていくにつれ、土地の細分化、道路設置がなされるが、メルメ師が借受けた土地はそのまま外国人居留地扱いとなって、細分化されずに残ったということである。大正期の地籍図でもそれを裏付けることができる (Fig.11)。函館中央図書館蔵の同年の『函館港全景』ならびに『函館全景』に敷地全景と二階建洋館をそれぞれ認めることができる (Fig.12, Fig.13)。

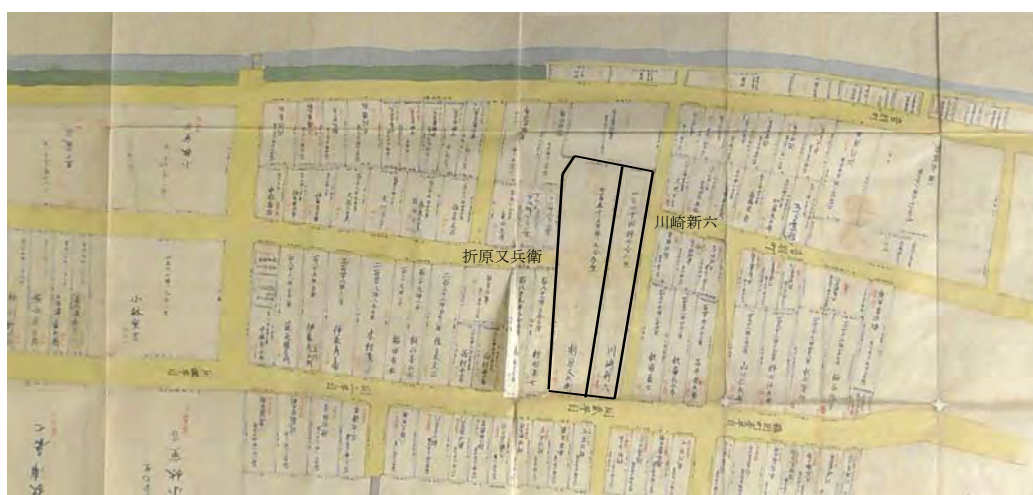


Fig. 10 開拓使支庁の地籍図（明治 9 年）鶴岡町、中央部に川崎新六と折原又兵衛の地所、（函館中央図書館蔵）

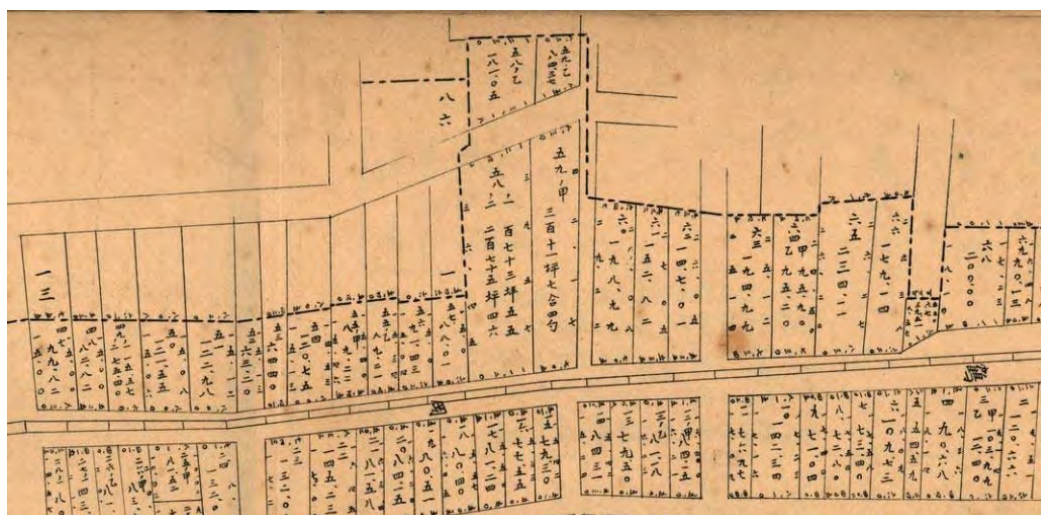


Fig. 11 『函館地番図』（大正 4 年）、鶴岡町の拡大、（函館中央図書館蔵）



Fig. 12 (左)『明治九年函館港全景』に写された鶴岡町一帯。楕円部分が旧メルメ師の「新家」(函館中央図書館蔵)

Fig. 13 (右)『明治九年函館全景』に認められる鶴岡町の二階建洋館、(函館中央図書館蔵)

第4章 病院計画

4-1. メルメ師のフランス病院計画

従来の研究では、メルメ師の病院建設は計画倒れで実現に到らなかったと扱われ、しかもその詳細は不明であった。しかしパリの外国宣教会アーカイブに所蔵されるメルメ師の書簡類を仔細に検討すると、これまでの見方とは異なった展開が浮かび上がる。メルメ師はパリの宣教会本部に宛てて頻繁に報告を上げており、その中で焦眉の課題が病院開設にあることを繰り返し強調している。

注目すべきは、1861(文久1)年西暦3月2日付のパリ宛の書簡で、この中で彼ははっきりと「病院は完成した」と報告している点である³⁰。この日付は、当該地の正式な貸渡約定に先立つこと半年で、この時点で用地に関する手続きが終わっていたわけではない。その点を加味すれば、地権者等の合意を得て用地の目途が立ったと理解するべきであるが、さらに突っ込んで考えれば、正式約定に先行して業務を始めていたと理解することも可能である。そうだとすれば Fig.12 ならびに Fig.13 で示した洋館が「新家」として既に建設に入っていたとしてもおかしくない。

後の書簡で、この病院が「住居から 5km のところに位置する」と記されており、称名寺の「小家」から鶴岡町の「新家」の実際の道路距離(約 3km)からはやや離れた数値であるが、函館特有の坂道での徒歩感覚を勘案すれば、誤差の範囲と見なしうる。

今の段階で建築工事に関する記録は発見されていない。しかし、1866(慶應2)年の「元フランス人メルメテカシュン住居」の改築見積書³¹が存在し、そこに 113 坪 6 合と 78 坪の二つの建物が表記され、「ビイトロ」や「附色」の仕様が明記されていることから、洋館であったことは間違いない。『箱館真景』の図からも二階建の洋館の存在が裏付けられる。奉行所文書から、メルメ師が月々 200 ドルをコンシル館とはまったく別段に「新規建物修覆」のために両替を行っていたことが追跡でき、その金額が建築資金であったことは容易に想像がつく。

病院完成を告げる西暦 3 月 2 日付の書簡には、同時に、打診していた公使館付きの医師が来箱を渋り、医師が確保できていないことが綴られている。それによると、この医師は、

カシオンではなくフランス代弁領事を兼ねる英国領事に対して月額 1000 ドルという法外な報酬を要求したが、領事が取り合わず、話が流れてしまったという。つまり、この書簡を文面通りに読み取れば、施設の手配はついたが、医師の手配が追いつかない、ということになる。

この時点で確保したほぼ 1200 坪に達する広い地所は、大工町の地にやや遅れて始まり、実際に開設された同面積の新ロシア病院と較べて遜色がない。当時としてはそれなりの規模をもった医療施設を前提としていることは間違いない。ただ、メルメ師がどのように患者と接触し、彼らをどのように扱っていたかは不明である。彼自身は、その規模について「私の離任時には（患者の）数は 455 名にまでのぼっていた」³²と 1863 年の書簡に記しているが、彼をすがってきた人物か、あるいは彼が疾病者と判定した人間たちかは定かでない。ただ、彼の行動記録から考えると、アイヌを含めて多くの社会的弱者に接していたことは事実であり、宣教会に病院の必然性を訴える意味でも需要の具体例を示したものであろう³³。

病院建設のプロセスとしては、最初に裏地を借り、次いで通り側の宅地を入手した過程を考えると、最初は古い住居を医院として用い、順次洋館に改築した可能性も考えられる。突っ込んで考えれば、1861 年の病院完成の報は、病院用に古い住居の借上げができた、と解釈することも可能であるが、それを裏付けるものはない。建築形式について考えると、表の建築物は洋館仕立てであり、裏が空地となっている。当時の病院形式からすれば、このような表と裏との区分は、裏にいくつもの棟が独立して建つ分棟形式に適しているが、実際には未完の状態で終わり、今の時点でその判定は困難である。

4-2. 病院計画の頓挫

メルメ師は、宣教会宛の書簡で、レオン・デュリー医師が近く箱館に到着予定だと記し³⁴、病院計画が順調であることを示しているが、最終的にデュリーは箱館へは渡らない。その間、メルメはデュリーの来箱を待ち、何度もデュリーに状況を訊ねている状況を計 7 通の書簡にてパリに書き送っている³⁵。これについてフュレは、メルメ＝デュリー問題に興味を失った、と嫌気が指した心情をやはりパリ本部に書き送っている³⁶。

メルメ師が箱館を発つのは 1863 年 6 月である。彼の支出に対して宣教会内部から疑念が出され、その報告のために香港に向かい、その足でフランスに帰国して箱館には戻らなかった。箱館の家はイギリス商人に貸したとの報告が出ているが、これはアメリカ人フレッチャーに貸渡した称名寺内の「小家」ではなく、鶴岡町の「新家」を指すと思われる。借主については不明であるが、後の宣教会側の記録にその商人が「中国で破産」となっているので、おそらくはデント商会関係者であろう。遅くとも 1866（慶應 2）年にはこの建造物はデュースの手に渡っている。つまり、フランス病院として計画された洋館は、医師の不在、メルメ師の帰国という事態となって本来の機能を果たすことなく他の外国人の商館として用いられた、ということである。

なお、ロシア病院は、ロシア人の居留者等のために 1858（安政 5）年、後に五稜郭が建設される亀田の地に建設されたが、翌年の火災で焼失。当時、建設が進んでいた大工町の領事館の南隣に 1200 坪を増地して 1861（文久 1）年 8 月に土地を借受け、大工忠次郎の請負で 1862（文久 2）年初めに竣工している。

第5章 山ノ手領事館地区の形成

5-1. 大工町の領事館用地の画定

幕末の箱館の市街地開発は、海岸部から山ノ手に向けて階層的に進んでいる。最初に市街地化が進んだのは緩傾斜の北側天神町地区であり、奉行所を南端として寺院や町家が海岸と並行に連なっていた。やがて蝦夷地防衛を目的とした藩兵の配備が決まると、奉行所の役宅や同心長屋ならびに諸藩の陣屋が南側の急傾斜面を造成しつつ地区を形成していく。幕末の箱館図の類を見ると、この山側地区に陣屋や留守居、目付屋敷や長屋を描き、それらの立地を具体的に示している。その後、開港後に入った外国人は、奉行所が指定した海岸部とは別に、良質の井戸水が確保でき港一帯を眺望する山ノ手の地所を所望し、奉行所側も紆余曲折がありながらも次第にそれを認めるようになる。この時期は、奉行所や役宅等の行政施設の五稜郭移転期にあたり、それらの土地が移転によって空くことで、外国人への貸渡が可能となることを示している。

元町教会の敷地の坂上側には現在、ハリストス正教会が広い地所を構えているが、その一画は、1859（安政6）年3月にロシア側の強い申し入れがなされた結果、領事館建設用地として函館奉行所から貸渡となったものであった³⁷。開港にあたって来箱した各国の領事たちは実行寺や称名寺など寺院境内に仮の建築（止宿所）を建てて急場をしのぎ、その間に正式な領事館の敷地交付のため奉行所と交渉を急いだ³⁸。奉行所の計画した外国人居留地は大町海岸を埋め立てた築出地であるが、これは所定の地代を徴収して商館に貸し出すことが目的で、低廉な地代のみで永代借地が前提となる各国領事館の敷地（館地）は別扱いとなる。当初の計画では市中から離れた南郊の尻沢浜道の一画に各国の領事館を集めることになっていたが、地の利が悪いのは自明であった。真っ先に動いたロシアは、港湾を見下ろし景観の良い山ノ手の大工町（現在の元町）一帯に目をつけ、強硬にその地の貸渡を求めた。その結果、奉行所が折れてロシア側の希望に沿って契約（館地貸與證書）が交され、山裾の原野を切り開いて領事館と付属の正教会の建設がなされる。さらに1年から2年遅れで英仏米がそこに隣接して館地を貸渡された。この経緯については各国領事との交渉内容を記録する奉行所の応接文書に詳しく見ることができる。1860（万延元）年の夏には大工町の高台に横並びで「魯西亜館地二千坪」、「英吉利館地千五百坪」が隣合い、その背後に「佛蘭西館地千五百坪」の矩形の敷地（40間×37間）が確保された³⁹（Fig.14）。ロシアに続いて英国が領事館建設を行うが、フランスは建設には到っていない⁴⁰。

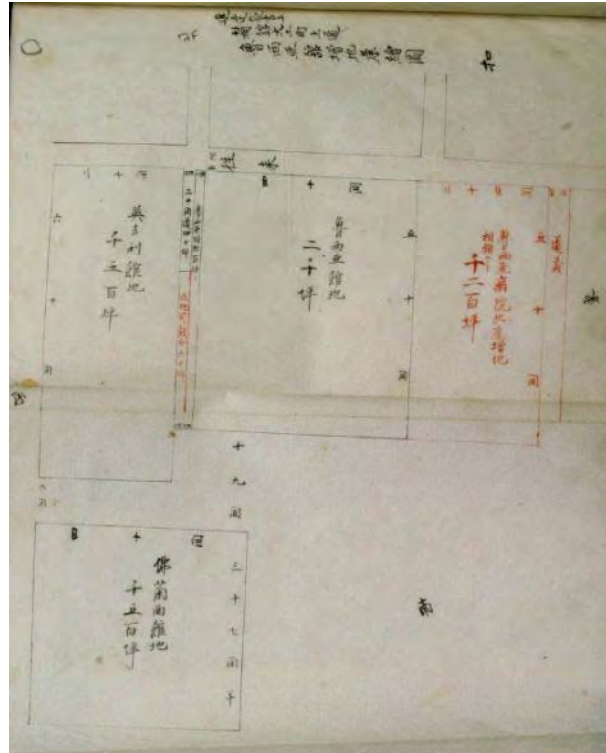


Fig. 14 万延元年の領事館配置図、南側（下）に佛蘭西、北側（上）に
左より英吉利、魯西亞魯西亞病院（函館中央図書館所蔵）

外交団が構えるべき領事館などの外交施設の設置については、幕府の外国奉行の配下にある箱館奉行が責任をもち、その提供を行うことになっていた。土地（館地）については大抵の場合、手持ちの官有地を有償で提供しているが、箱館の場合は火災が相次いだため、緊急に民地を買い上げて提供する例も見られる。斜面地が多いことで、大規模な館地の場合は土工事（地均）や取付道路の設置が必要であり、既設の家屋が建っている場合にはそれを解体して（引き）更地で提供することが求められた。上物の建築は、奉行所が作事して家税で建設費を償却する場合と、当該国側で費用を負担して自前で造作する場合の二通りがあるが、地元の請負業者に施工を発注しなければならないため、言語も習慣も異なる外国人は監理に難儀し、奉行所による一括請負工事を行う方が好まれた。その場合は、設計段階で請負側と摺合せを行うが、洋館に不慣れの大工たちとの間でトラブルが続出した。建築費の回収は地税に反映され、最初の数年間は建築費を入れた地税を設定し、回収後は地税を安くするスライド方式が普通であった。この「土地・建家貸渡」方式の典型が英国領事館である。奉行所はその建設のために「英館御普請掛」なる造営部門を設けていた。建築を自前でそろえ、土地だけの貸渡については「土地貸渡」となるが、多くの場合、土地造成工事が必要であった。ロシアの場合、領事館自体は英国と同様土地・建家貸渡としたが、その隣に計画した病院は土地貸渡の方式で自弁で建設している。小規模なものは、建築物の提供（建家貸渡）となるが、当初の寺院内の仮の建築物が典型で、地代は寺院側に支払った。被災後に設けられる仮領事館なども、官有物である既成の役宅などを転用して建家貸渡となる例が多かった。

1860（万延元）年には大工町一带の景観が大きく変化を始める。同年発行の『箱館全図』には、大三坂向かって左側に「秋田ルスヤ」、右側に「上新ナガヤ」、「下新ナガヤ」、さらにその右に「仙臺ルスヤ」が並び、坂上には「ロシヤ官吏住居」、「エングリス官吏住居」が隣接して描かれている（Fig.15）。もうひとつ上には「フランス官吏住居」の地所が描かれている。官有地や公共用地が色分けして描かれているのでわかりやすい。奉行所の記録によれば、同年7月にフランスの「権任岡士」から領事館用地交付についての打診があり、8月18日には契約が結ばれている⁴¹。この時点で函館に官の資格で滞在していたフランス人はメルメ師のみであったが、奉行所との公的な交渉は英国領事ホジソンがフランスの代弁領事（権任岡士）の立場であたったということである。メルメ師の関心は社会事業の推進にあり、海岸沿いの鶴岡町での病院建設が焦眉の課題であった⁴²。奉行所はこの案件と代弁領事から上がってくる領事館建設の計画とを別個の事案として分けてはいたが、メルメ師の建設費入用に関して外交団同等の洋銀1000ドル＝一分銀の交換特典を与えて便宜を図っていた。



Fig.15 『箱館全図』（万延元年）部分、右上部（大工町）に露・英・仏の「官吏住居」、左（尻澤邊道）に「アメリカ人住居」が図示、（函館中央図書館蔵）

5-2. アメリカ領事館の造成

1862（文久2）年発行の『箱館真景絵図』は、地図としてはかなりデフォルメされているが、同所に露、米、英の領事館と記入された建築物がいずれも左右対称の洋館仕立てで描かれ、さらにロシア領事館の左隣の敷地には「ヲロシヤピョウイン」が描かれている点で示唆するところが多い⁴³。ロシア病院は、市外の亀田にあった元の病院が建坪24坪と手狭なため、この地に移転を図ったもので、たまたま工事中に亀田の病院がストーブ（カッヘル）の不始末で焼失、そのため大工町の工事を急いだという経緯がある⁴⁴。また、2年前にはなかったアメリカ領事館が登場するが⁴⁵、これは『箱館全図』で「上新ナガヤ」と示されていた場所に対応する（Fig.16）。



Fig. 16 『箱館真景絵図』(文久2年)部分、「ヲロシア」、「ヲロシアビョウウイン」、「イギリス」、「アメリカ」の書き込み、(函館中央図書館所蔵)

もともとアメリカ領事館は1858(安政5)年に奉行所の提案に従って尻沢辺道に館地が用意され、既に造成工事が始まっていた(Fig. 17)。ところが、野心家で知られる領事ライスは、米国への一時帰国の後、その工事を中断させ、ロシアに倣って病院、学校、その他アメリカ人住居を含めた大規模な領事館コンプレックスを構想し、新たな敷地を市中に要求する。たまたま1862(文久2)年5月7日に天神町で発生した火災で焼失した一面を館地とする案が組上に上り、ライスみずから「先般焼失ノ地処明ケ置家屋建造セサランヲ請へル」⁴⁶として焼け跡を建設用地として当面空き地のままにし、焼け出された人たちに対しては奉行所が移転地を斡旋することを提案している。最終的に公使館の指示もあって山ノ手大工町に候補地を絞り、奉行所側は露英の領事館に隣り合った金澤親左衛門拝領地1100坪を館地として貸渡すことを決定した。それでも露英に対して見劣りがするというこ
とで、隣地の一部を取り込んで増地を図り、道路も付け替える⁴⁷(Fig. 18)。その結果、同年6月28日に奉行所との間で「大工町近所にて西四拾九間 東四拾六間 南貳拾九間 北三拾五間 都合千五百坪なり の一画の地所」⁴⁸の賃借を約定するに到る。

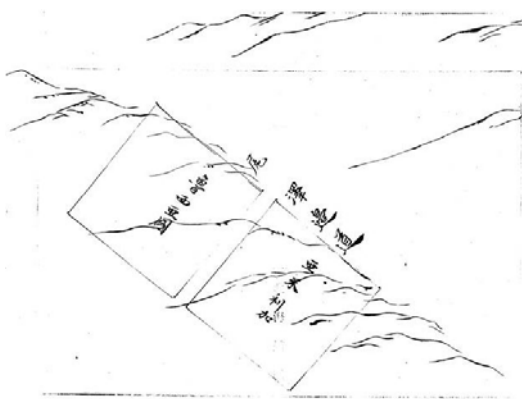


Fig. 17 奉行所による尻沢邊道のロシア(左)、アメリカ(右)の領事館館地配置計画図、(北海道立文書館所蔵)

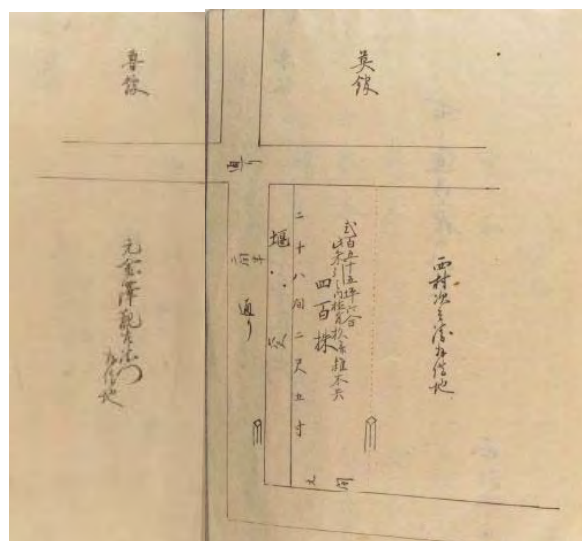


Fig. 18 米領事館館地の増地、英館の南(下)255坪6合+堰(6尺幅)(北海道立文書館所蔵)

奉行所はこの工事のために「亜米利加館普請掛」を設置し、同年秋口に工事を始めている。元請は利三郎、請負は大工忠次郎である⁴⁹。斜面地であったために地盤面を均し石垣を回して造成工事を行うとともに、「秋田掘」で井戸を掘る。建築工事も一部進んでいた。しかし、「亜米利加岡士館ノ普請去ル戌年（文久2）九月中ニ取掛相来翌亥年（文久3）三月中右岡士ノ立チ次第も有って御普請當分見合ノ儀ニ付」⁵⁰と記されるように、途中で予算との兼ね合いで計画が練り直しとなり、翌年3月には工事が中断となってしまった。

5-3. フランス領事館

『箱館真景絵図』（1862）にはフランス領事館は描かれていない。2年前に用地を確保したものの、当面は英国領事がフランスの代弁領事もしくは副領事を兼ねていることで、露英米のような大規模な領事館建築の必要がなかったと考えることもできる。ただ、横浜のフランス公使館は、既に確保された館地に領事館を建設すべく、副領事や代弁領事にそのための折衝を命じていた。しかし、そこに領事館の建物が建設された記録は残っておらず、後述する別の領事館建築が浮上してくることから、ある時点でこの計画は中止となったものと思われる。

フランス領事館の機能を果たす単独の建築が最初に登場するのは、フランス副領事ヴァイス（本務は英国領事）の後任の代弁領事ヴーヴが1864（元治3）年に上大工町に役宅を貸渡されて領事業務を行うようになってからである⁵¹。先にも述べたように、スイス商人のヴーヴは前年の9月に代弁領事に任じられ、積極的な外交活動を行うようになっていた。個性的な外交官が日本側を相手取って華々しく活動した露英米と比較して、フランスは外国人に領事業務を委託していたこともあり、領事館の存在が相対的に目立たず、その場所すらも同定されてこなかった。しかし、1872（明治5）年になってこのヴーヴの住宅の家賃滞納問題が発覚し、日仏の間で大量の公文書が交換されたことで、その経緯を追跡することができる。この折に、東京のフランス公使館は本国に諮った結果、この住宅がヴーヴの入居から1867年6月1日まで領事館として機能していたことを正式に認め、開拓使の請求する未払いであった1866年1月以降の家賃164円50銭をすべて支払っている⁵²。この件に関して開拓使は横浜のデンマーク公使館にも談判しており、その際に当時のデンマーク代理公使からの返書には、当該の住宅が「デンマーク領事デュース氏」のものであり、上職である代理公使から彼に家賃の支払いを命じたと記されている⁵³。

このヴーヴの領事館については当時の配置図が残っている。建坪108坪の総二階建に付属屋が付き、639坪という比較的広い敷地に建っていた（Fig.19）。「英館表」の「佛蘭西コンシユル運上処」と記されていることから、その立地は英国領事館の手前と推察される⁵⁴。1876（明治9）年の開拓使支庁作成の地籍図のコピーが残っているが、これを参照すると元町天主教会の隣、一段下がったところがこの配置図と同規模・同一形状の敷地を認めることができる。すなわち先述したアメリカ領事館建設用地の南隣の敷地である。ヴーヴの領事館は、その後、デンマーク人貿易商のデュース⁵⁵に引き取られ、家賃滞納問題発覚時はデュースが用いていた。最終的に、フランス政府が領事館時代の家賃を支払い、1867年6月以降の家賃をデュースが支払っているところからみて、この住宅はその時点からデュ



Fig. 21 元町一帯の鳥瞰写真、中央に元町カトリック教会、その上が旧フランス領事館跡地（白点線）、左の木立の中にデンマーク領事館、右手前はロシア領事館（明治9年頃）、（函館中央図書館所蔵）

以上を整理すると次のような経緯が浮かび上がってくる。すなわち、ヴーヴが1863（文久3）年9月に代弁領事に任命されてから、領事館専用の建築が求められ、翌月になって大工町の調役並古橋次郎の役宅を引き取って建家貸渡のかたちで賃貸することが決定された。その際、当該の住宅を外国人対応の応接掛に所管替えし、普請掛に命じて大々的な増改築工事を行って二階を建増した。ヴーヴに貸渡されたのは翌年になってからなので、時期的にも整合する。古橋次郎は若手ながら後に箱館奉行所の調役に任じられる重役で、当時は調役並の肩書で樺太調査などを行っていた。

第6章 教会用地の成立

6-1. 火災による領事館移転と教会用地の確保

このように箱館のもっとも奥まった高台が数年の単位で領事館を集積させ、港を見下ろす特異な景観が生み出されていったが、大工町の領事館地区の状況が一変するのは、1865（元治2）年1月18日（西暦2月13日）に発生した火災による。この日の夜、英国領事館の台所の煙突から出火し、木造一部二階建、中庭型の建造物はまたたくまに炎上する⁵⁸。隣地のロシア領事館にも延焼したが、ハリストス正教会の聖堂を含めて分棟型であったため、半数の建物が残り、執務の継続は可能であった。英露の領事館建築が近接して建てられていたことが延焼の最大の理由とされ、再建にあたって両者を離すことが図られた。そこで、最初にこの地に建造物を構えたロシア領事館は優先的に同地所での再建が認められ、逆に英国領事館については、この地から離して別の場所に館地を構えることが求められた。結果的に英国領事館は旧奉行所の北側、会津・庄内藩の両陣屋と寺院との間にある緑地帯に建設されることになり、函館奉行の下で建築計画が進められる⁵⁹。その際、米領事ライスの仲介で設計を「佛國の建築家なるクリバット君に頼み」、横浜で制作された「繪圖面」の写しが箱館奉行所に持ち込まれている。クリバットことクリペの図面は未発見であるが、分棟型に5棟をまとめた分散配置で、百分の一の縮尺で描かれていたことが記録されてい

る⁶⁰。この計画は、日英での予算があわず、戊辰戦争の混乱もあって実現には到らなかった。

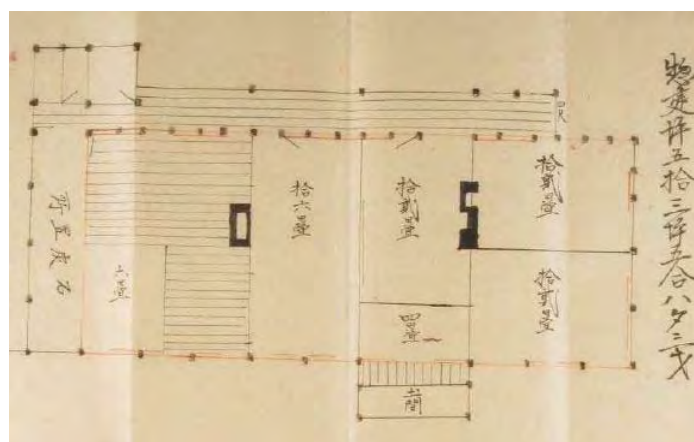


Fig. 22 英国岡士ヴァイスに貸渡した仮建家、平面図(元治2年)、
(北海道立文書館所蔵)

なお、上記の領事館が竣工するまでの仮の領事館とされたのが、奉行所下の御役所坂横に建つ役宅で、これは土地・建家貸渡であった。土地は169坪余り、建坪は53坪余りであった。土地と建築の図面が残されており、ベランダを南側に備えた洋館仕立ての建築である⁶¹ (Fig.22)。その前身については不明であるが、外国人用に建てられた建築がたまたま空いていたということで転用されたのであろう。1913(大正2)年に再建された英国領事館がこの敷地にあることから、函館戦争を経た後、仮領事館を拡張するかたちで本設の領事館を計画したということになる⁶²。

英露の領事館の火災から1年余りを経た1866(慶應2)年3月20日(西暦4月22日)、今度はロシア病院が火災に見舞われて焼失する⁶³。こちらも台所(料理部屋)からの出火であった。この結果、ロシア病院は廃止となり、この敷地はしばらく放置され、戊辰戦争後になってドイツのハーバー商会に譲渡される。

この一連の火災に際して、ヴーヴの執務するフランス領事館⁶⁴は、英国領事館ならびにロシア領事館と十分な距離があったため、延焼を免れていた。その横にはアメリカ領事館の建設予定地が隣接していたが、既に工事中止となっていた。この広い敷地を譲り受けることになるのがフランスである。フランスは露英米とは異なり、自国人の職業外交官を駐箚させずに領事業務を英国領事館や他国の商人に肩代わりさせてきた。宣教師であったメルメ師は、身分上は外交官であったが、その彼が1863(文久3)年に箱館を去った後は、公的な身分をもつフランス人が不在となっていた。しかし、長州征伐から大政奉還に向かう国内情勢の急展開を前にして、フランスは軍事顧問団の派遣など新たな対日外交政策を打ち出し、北方の通交拠点である箱館に対しても積極策を打ち出す。剛腕の公使として知られるレオン・ロッシュの片腕であった若手のレオン・ブラン男爵⁶⁵がロッシュの名代として江戸から箱館に乗り込み、領事館の体制を一新したのがその表れである。

ブランの箱館行については、箱館奉行所の文書からその経緯を知ることができる。1867(慶應3)年6月に入って、ブランは北日本の航路測量を目的とした蝦夷地行を幕府に伝え、みずから「佛國公使名代書記官」として「西海岸見分ノため自国軍艦ニテ箱館行来ル

廿四日ニ横濱港出帆」との予定を提出している。奉行所側はこの書類の上に、ブランが6月28日（西暦7月29日）にコルヴェット艦ラプラス⁶⁶（Fig.23）にて箱館に到着した旨を朱書きしている⁶⁷。このラプラスの箱館出港の日程（7月7日、西暦8月6日）⁶⁸を考えると、ブランの滞在はわずか1週間に過ぎないと思われるが、後述するように、この間に一気に事が進むのである。



Fig. 23 コルヴェット艦ラプラス（Alain Clouet “La Flotte de Napoléon III”）

6-2. 宣教会司祭の来箱

一方、箱館から一時的に撤退したパリ外国宣教会は、他の開港地である横浜、長崎での宣教活動を活発化させていたが、長崎において潜伏キリシタンの「発見」という歴史的な重大事に直面していた。このことは宣教会側に日本各地での潜伏キリシタンの存在を予感させ、特に辺境である蝦夷地は迫害からの避難地として、その可能性が大と期待された。1866（慶應2）年になって、横浜に着任したばかりの若年のマラン師⁶⁹の箱館行が検討されるようになったのはそのような経緯による⁷⁰。しかし、そのマラン師も長崎等の対応に追われて移動がままならず、司祭の派遣は先送りとなっていたが、同年末になって古参のムニクー師⁷¹の派遣が具体化する。その第一の目的は横浜や長崎と同様、天主堂の建設にあり、そこを拠点としてさまざまな社会活動を行うとともに、潜伏キリシタンの保護という隠れたミッションも潜んでいた。ムニクー師は横浜での天主堂建設の指揮を執った後、宣教会を辞して帰仏する手続きに入っていたが、それを翻しての蝦夷地行であった⁷²。

ムニクー師が実際に箱館に到着したのは1867年の西暦7月末である。フランス側の史料によれば、パリの宣教会宛に日本から続けて報告があり、西暦6月28日にムニクー師と補佐役のアルムビュルステ師⁷³の二人が若い信徒一名をともなって上海経由で箱館に向かった旨⁷⁴、さらに8月頭には箱館に到着した旨⁷⁵の書簡がパリ本部のルセーユ師⁷⁶に送られている。アルムビュルステ師はマラン師と同年齢で、司祭叙階後すみやかに長崎に派遣されてきた気鋭の宣教師であり、長崎での経験を下敷きに箱館での活躍が期待されていた。彼の日記も保存されており、それによると、彼はムニクー師ともども西暦6月28日夕刻に後ろ髪をひかれる思いで長崎を出港し、7月1日に上海に到着、そこで暫しの休息を取った後、7月5日に客船ファーズ号に乗船し、10日に横浜に到着してフュレ師⁷⁷、マラン師と再会する。その後、7月26日になってフランスの軍艦ラプラスに乗艦、士官たちの歓

待を受けながら 29 日に霧に包まれた箱館に到着した、という具合に具体的な旅程が事細かに記されている。

この行程を見ると、横浜から箱館への移動手段は先のフランス公使館のブランと同じく、軍艦ラプラスであったことがわかる。アルムビュルステ師の日記には公使館絡みの件は一切言及されていないが、西海岸の航路測量が目的とはいえ、フランス海軍の艦船を出港させている以上、それに外交官と宣教師の両者が乗り合わせたというのは、偶然とは思えない。箱館に対するフランス側の強い意思が働き、宣教会の活動を公使館が積極的に支えるかたちで動いていたと考える方が自然である。実際、ブランが司祭の世話を焼いていたことは、奉行所に提出された、西暦 8 月 3 日付の「佛朗西法教人兩人横濱ヨリ箱館ニ着セル」⁷⁸と記された住宅貸渡しの依頼状が「佛朗西使臣館書記官ブロン・ブライン」ことバロン・ブランの署名になっていたことから理解できる。奉行所はこの書類を介して公式に両司祭の来箱を認知することになる。両司祭とブランとの関係は密であったようで、パリの本部への報告書にある「若い信徒一名」というのは、このブランを指している可能性が大である。

6-3. 土地取得の経緯

アメリカ領事館の館地の借受けについての交渉はこの時期に一気に進められる。この時点で形式的にはフランス領事館は代弁領事ヴーヴの下で機能していたことになるが、ヴーヴは先にも見たように、既に 5 月の時点で横浜に居を移し、実質的に空白状態が続いていた。公使館側としてはヴーヴに代る新たな領事の人事を進め、領事館機能を再開すること、加えて宣教会のために新たな用地を確保することが大きな課題であった。

二人の司祭は箱館到着後、ポルトガル領事を兼ねる英国人貿易商ハウエル⁷⁹の居宅に落ち着いた⁸⁰。プロテスタントではあるが、横浜の居留地で宣教会と良い関係にあったことから、そのようになった。当時、形式的にはまだフランス代弁領事であったヴーヴは既に箱館にはおらず、彼の用いていた領事館の建物は、夏前からデンマーク領事でもあったデュースの手に渡っていた。宣教会の当初の方針は、「メルメ師が建て、その後彼によって上海の商人に売却された住宅」⁸¹を再取得することであったが、その所有者が上海で倒産したという理由で計画を断念している。前年の 1866（慶應 2）年にはこの住宅もデュースが所有者となっており、同時に大工栄七に改築を依頼しているので、メルメ帰仏にともなう返地の後、第三者に住宅が渡り、何らかの事情でデュースに譲渡されたと考えることができそうである。いずれにしても、箱館に到着した両司祭にとっては、それまでのしがらみを捨て、天主堂建設のための新たな地所の獲得が第一義的な課題となっていた。その際、「ムニクー師は早速活動を開始し、建設用地を見つけるために精力的に動いています」⁸²と記されるように、教会建築の専門家である同師の役割は大きかった。

仏公使ロッシュの名代として来箱したブランは、到着後の 1 週間で主要な作業をこなしている。7 月 4 日（西暦 8 月 3 日）に「佛朗西法教人兩人」すなわちムニクー師とアルムビュルステ師の両司祭が「横濱ヨリ箱館ニ着セリ 同人ハ常時住宅居シ易ク又便利ナルモノヲ請願ニ付他の外国人貸渡サレシ通同人共」⁸³ということで。新たな住宅の斡旋を依頼する公使館書記官からの書状を携えていた⁸⁴。7 月 6 日（8 月 5 日）には、奉行所とアメリカ領事館敷地の借受けについて協議し、出港日である翌 7 日（西暦 8 月 6 日）には、デンマ

ーク領事の職にあるデュースをヴァーヴに代ってフランスの代弁領事に任命する。その後は、デュースが外交案件を扱うことになり、7月17日（西暦8月16日）にはデュースから箱館奉行所宛に契約条件を明記して契約書（地所證書）の作成を願う文書が「七月一七日佛岡士ヨリ箱館奉行ニ米岡士ニ属セル地処佛僧徒借用許可アルヘキヤ地稅モ約ノ如ク納付スヘシ可否諮問ヲ託セラレタリ承諾アラハ證書授与ヲ願フ」⁸⁵として奉行所に届けられる。そこから何日かで地所證書が発行されたと思われる。ブランとの取り決めにもとづいて、「元々亜米利加岡士ミストル、ライスニ属セシ魯西亜岡士館下手ニ有之候地所儀佛朗西僧共借用」し、その対価は「地稅ヲ最初三ヶ年ノ間百坪ニ付貳拾洋銀貸渡、其後百坪ニ付拾貳洋銀ヲ支拂」⁸⁶という条件で、旧アメリカ領事館の土地 1500 坪を借り受けた。

現在の元町教会の敷地は、その後の区画整理を経て 1600 坪と西向きに若干広がっているが、上記の敷地はほぼそれに対応する面積である。アメリカ領事館からも同時期に奉行所宛にこの地所を返地する旨の文書が届けられているので、外交団の中で既に取り決めがなされていたのであろう (Fig.24)。

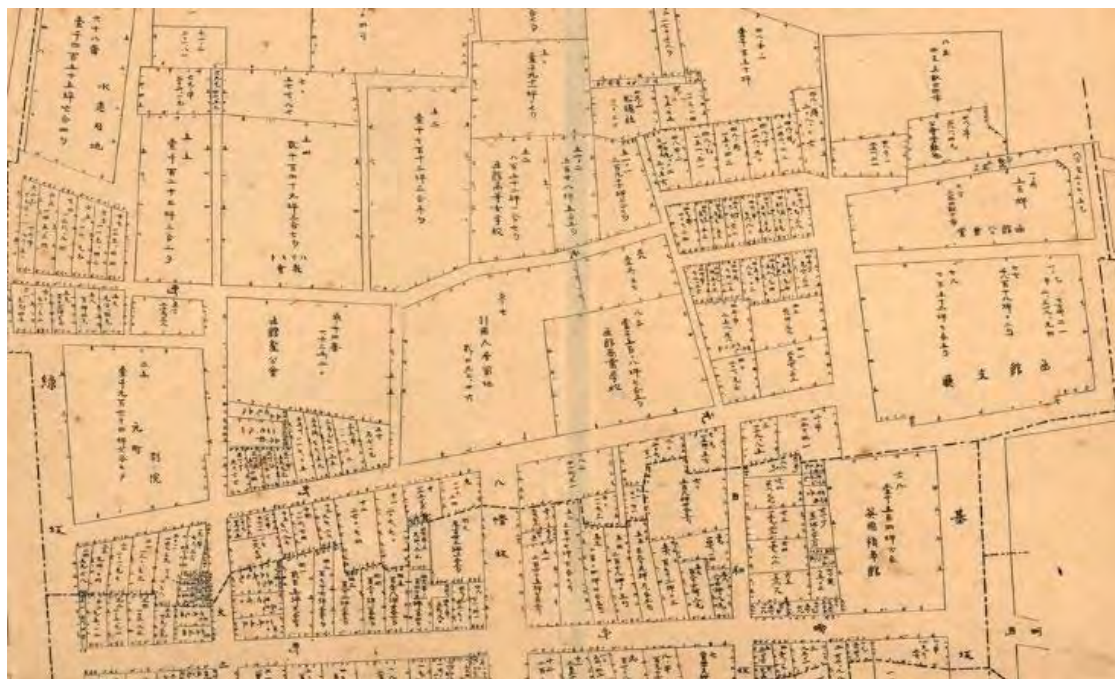


Fig. 24 大正 4 年の元町一帯の地籍図『函館地番図』、元町カトリック教会の敷地が函館聖公会所有となっているのは天主教会の誤記、（函館中央図書館蔵）

後日談ではあるが、この用地の賃貸契約をめぐる解釈は日仏で異なっていた。この契約は、宣教会側の学校事業の展開のため、デンマーク領事館の館地となっていた隣地を譲り受け、教会用地の面積を倍増させ（1527 坪）、1878（明治 11）年 7 月 1 日に当時のフランス副領事のユースデンと開拓大書記官の時任為基が保証するかたちで外国宣教会のマラン師と開拓使との間でそれまでと同一の地稅で 25 年間の契約更新を行うが、日仏の見解の違いが明確化するの、その更新を控えた 1903（明治 36）年のことである。当時の折衝に際して記された外務省文書によると、日本側は「旧外国人居留地ト同シ條件、同シ負擔、

同シ特典ノ下ニ支配セラレタル謹借地ニ付居留地ノ附屬地ナリシナリ」として、この用地は一般の外国人が所定の賃料を払って賃借するのと同様の扱いであると主張したのに対し、フランス側は隣のロシア正教会ならびに旧イギリス領事館跡地を譲り受けたアメリカのメソジスト教会（遺愛女学校）と同じく、外交特権にもとづく永代借地（きわめて安価な地税）であると反論している⁸⁷。最終的には、旧ロシア病院の土地（焼失後、ハーバー商会に譲渡）を譲り受けた聖公会と共同の論陣を張り、仏英の外交チャネルを使って永代借地の扱いで決着した。

ヴーヴは横浜に移り、帰国したメルメ・カシヤンの跡を襲って公使館付通訳官となり、同時に横浜仏語伝習所の教師を務めているが、1870（明治3）年に横浜にて没している。レオン・ブランも同じく横浜仏語伝習所にて教師をしていた記録があり、帰仏後、公使に上り詰めたことは確認できるが、現時点で詳しい経歴は不明である。

第7章 考察

7-1. 仏教伽藍の中のキリスト教会

開港地に上陸した各国の外交団は、当初、寺院の客殿等を間借りするかたちでみずからの住居（止宿所）を定めた。むろん従来の建造物だけではスペースが不足、奉行所のはからいで増改築（異人普請）を行うが、それらの建物は意匠・構法的には寺院建築の延長にあった。ロシア外交団により実行寺境内に建てられた木造の仮聖堂（祭祠堂）が最初のキリスト教会といわれるが、メルメ・カシオン師の場合も、称名寺内に司祭館を建て、その中に礼拝室を設けてたことが明らかになっている。寺院側からはこの種の宗教施設の設置に対して特にクレームが出た様子もなく、幕府公認の外交団ということで寛容な態度を貫いていたことが窺われる。これらの仮聖堂はやがて正式な領事館の設置にともなって新敷地に移されるが、フランスの場合は、パリ外国宣教会の施設整備が主となって、大がかりはカトリック聖堂を生み出すことになる。領事館施設はむしろ従とされ、代弁領事の交代にともなって領事館は敷地を転々とする。フランスの外交政策の一端が写し出されている。

7-2. フランス病院の存在

最初のカトリック宣教師として来箱したメルメ師の目的は、宣教会の足がかりをこの地に築くことであり、キリスト教が禁教であることを前提に、世俗事業としてのフランス病院の設置が大きな課題となった。今回の調査で発掘されたフランス側の文献は、計画倒れとされてきたフランス病院の存在を裏付けており、メルメ師の巧みな外交術と積極的な建設活動によって洋館仕立ての建造物ができあがっていく様が明らかとなった。問題は医師の招致に失敗したことであり、加えて建設費等に費やした膨大な公金の使途を巡ってメルメ師が宣教会内での疑義を晴らすことができなかった点であろう。宣教会内の支持を得ることができず、その結果、メルメ師は宣教会を辞してフランスに戻るが、その後、語学力

を正式には医院としては機能せず、その後、商館、フランス領事館として機能を変え、明治 10 年頃までは存続した。その後、おそらくは大火のために失われてしまった。

7-3. 大工町領事館地区の形成

北辺の港町として北前船の交易で賑わった箱館が国際都市に変貌するのは、安政五か国条約により、横浜、長崎とともに開港地として外国船の往来、外国人の居住が可能になったことによる。多くの外国人商人とともに各国の外交団が到着し、市内に領事館が設置される。その敷地は同じ場所に固定されていたわけではなく、度重なる火災その他の理由によって敷地を何度も替え、そのことが今日における領事館敷地の同定を困難にしていた。とりわけフランスの外交関連施設は、研究の進んだロシアや英国に較べて、領事館の場所も建物も同定されておらず、その活発な活動記録を地理的に検証することができずにいた。本論考では古文書と地図情報を突合せ、フランス領事館の敷地選定・建設の経緯、領事など当事者の交代によるその後の変遷、教会関係者との関係等を明らかにしつつ、今日の元町カトリック教会が外交施設として成立していった経緯を分析した。Fig.25 は主要 5 か国の外交関連施設の履歴をフローとして示したものである。

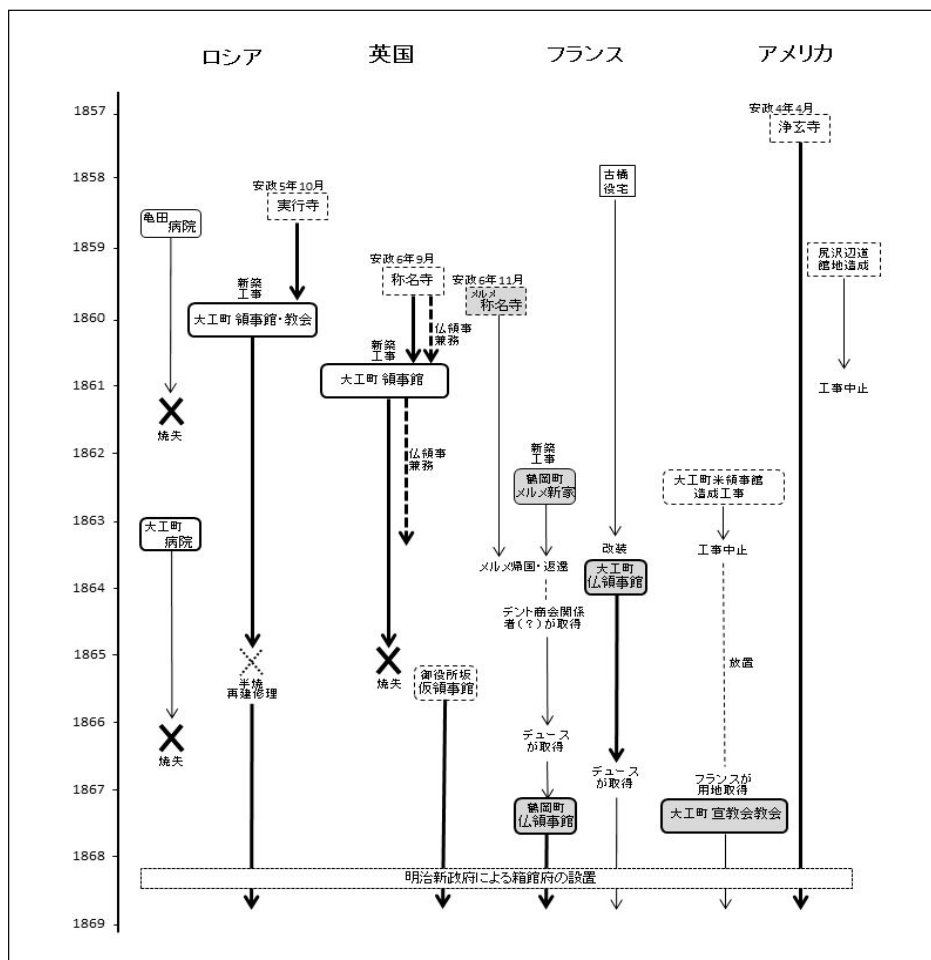


Fig. 25 箱館の外交関連施設の履歴 (1857-1868 年)、太矢印は領事館機能、ハッチはフランス関係の施設を表す。

第8章 結

函館（箱館）は、寒冷地でありながら、幕末から明治期にかけて海外からの注目を惹き、外交、貿易、宗教にまたがって多彩な活動を展開させていた。本研究は、フランスとの関係から函館の都市史・建築史的な発展を分析し、領事館や教会といった中核施設が及ぼした都市形成へのインパクト、施設の変遷を明らかにした。とりわけ、函館港を見下ろす高台にある今日の元町地区（旧大工町）は、もともとロシア外交団の積極的な働きかけから箱館奉行所が土地貸渡しに応じ、英国、フランス、アメリカ、さらにはデンマークがそれを追うことで、洋館を基調とした都市景観をつくり出し、キリスト教各派、さらには仏教寺院が入り込んだモザイク的な街並みを形成した。パリ外国宣教会を核とするフランスは、病院建設、教会建設を果たしつつ、地元コミュニティへの足掛かりをつくっていく。本論文は、現在の元町教会の基盤が外交都市としての網の目の上にどのように生み出され、どのような建築を結実させていったかを幕末に的を絞って論じているが、今後、その後の半世紀を対象として、さらなる分析を行う予定である。

¹ 郷間幹夫・越野武・角幸博「函館元町の三教会について」日本建築学会北海道支部研究報告集、56、1983、望月浩史・角幸博・石本正明・池上重康「函館遺愛学院(旧遺愛女学校)本館について」日本建築学会北海道支部研究報告集、2003

² 函館市史編さん室編『函館市史』都市・住文化編、1995、玉井哲雄

³ Cathrine Marin (dir) “La Société des Missions Etrangères de Paris – 350 ans à la rencontre de l’Asie 1658-2008” Editions Karthala, 2011、坂野正則、クネヒト・ペトロ「開港期日本におけるキリスト教の宣教活動の状況」杉本良男編『キリスト教と文明化の人類学的研究』国立民族学博物館調査報告 62、2006、pp.11-31

⁴ 北海道のカトリック教会の発展に関しては、たとえば、ジャン＝ピエール・アインシャルト、高島源一郎編『函館とカトリック』1959、中川宏神父監修、仁多見巖編著『北海道とカトリック』（戦前編）「北海道とカトリック」出版委員会、1983

⁵ 松村管和、女子カルメル会共訳『パリ外国宣教会年次報告』全5巻、聖母の騎士社、1996-2000

⁶ 『栄光百五十年』函館カトリック元町教会、2009

⁷ フランスは1858年10月9日に徳川幕府との間に日仏修好通商条約を締結し、米（1854）、英（1854）、露（1855）、蘭（1856）に次いで5番目に日本と外交関係を結んだ西洋の国となった。この条約にもとづいてフランス船が箱館に入港するのは同条約批准後の1859（安政6）年7月17日である。

⁸ カトリック教会で聖堂や礼拝堂を指して用いられる「天主堂」の用語は、中国におけるカトリック教会の正式名称「天主公教会」にもとづく「天主堂」の語をそのまま日本でも用いたと思われる。中国においては16世紀以来、継続的にカトリックの布教がなされ、パリ外国宣教会もマカオを拠点として、精力的に活動を行っていた。なお、禁教以前の安土桃山時代においては「南蛮寺」等の用語が一般的であった。

⁹ ルドルフ・リンダウ、森本英夫訳『スイス領事の見た幕末日本』新人物往来社、1986、p.91、プロイセン出身のリンダウ（Rudolf Lindau: 1829-1910）はスイス初の対日外交使節として1859年と1861年に日本を訪れた。

¹⁰ J.M.マラン「明治5年、東北旅行、函館より江戸へ」、H.チースリク訳『宣教師の見た明治の頃』キリシタン文化研究会、1968、p.104

¹¹ 当時の駐箱館英国領事ホジソン（Sir Christopher Pemberton Hodgson: 1821-1865）の言葉。H.チースリク訳、前掲書、p.24 クリストファー・ホジソン、多田實訳『ホジソン長崎函館滞在記』雄松堂出版、2002、C. Pemberton Hodgson “A Residence at Nagasaki and Hakodate in 1859-1860” London, Richard Bentley, 1861、なお、ホジソンはフランス代弁領事を兼ねていた。

¹² 在箱館（函館）フランス領事の職は1859年10月以降以下のかたちで委嘱されているが（時系列）、大半が他国人の領事や商人であった（委嘱期間については異説もある）。

C.P.ホジソン Christopher Pemberton Hodgson（英国領事）1859年9月-1860年、代弁領事

R.ユースデン Richard Eusden（英国領事）1861年3月-、副領事

J.J.エンスリー James Joseph Enslee（英国領事）1861年9月-1863年、副領事

S.ドラペルーズ Stanislas de Lapeyrouse（副領事、フランス人外交官）1863年5月-

F.H.ヴァイス Francis Howard Vyse（英国領事）1863年8月-、代弁領事

H.ヴーヴ Henri Weuve（スイス商人）1863年10月-1867年6月、代弁領事

J.H.デュース John Henry Duus（デンマーク商人）1867年8月-1872年11月、代弁領事

- J.トループ James Troup (英国代弁領事) 1873 年 1 月－7 月、仮領事
R.ユースデン Richard Eusden (英国領事) 1873 年 7 月－1874 年？、副領事
『函館市史通説編』第 2 巻 p.150－151、『各国官吏来翰』(北海道立文書館「簿書／117」)を参考に加筆修正(西暦)。
¹³ Lettre à M. Rousseille, 25 novembre, 1859, Francisque Marnas « La Religion de Jésus (Iaso ja-Kyo) » 1896, p.350、
なお、ホジソン夫人とは、箱館の初代フランス代弁領事を務めた英国領事ホジソンの夫人。
¹⁴ C.A.Fletcher (生没年不詳) 後にアメリカ領事
¹⁵ メルメ・カシオン師の来箱は 1859 (安政 6) 年の 11 月 2 日 (新暦 11 月 25 日) であり、彼以前に仏人はいないので、同年 6 月からフランス人に貸渡されたとの書き込みは事実と異なる。仮にフランス代弁領事 (英国領事ホジソン) に貸渡されたとしても、着任が同年 9 月からなので矛盾が残る。
¹⁶ Francisque Marnas, *op.cit.* p.384、1861 年 1 月 7 日付の書簡。
¹⁷ 1860 (万延元) 年 7 月 12 日付で「カシオン、住居ニ二階取建ノ件」、各国書翰留万延元申年七月より十二月迄、68、『箱館奉行所文書』A 1-3/7、北海道立文書館
¹⁸ 同上
¹⁹ 後のスイス領事ルドルフ・リンダウによるノース・チャイナ・ヘラルドの 1862 年 2 月 15 日付記事より。澤護「メルメ・カシオンに関する若干の資料」敬愛大学研究論集 56、1999、p.179
²⁰ 前掲「カシオン、住居ニ二階取建ノ件」
²¹ 奉行所の記録としては「カシオン新宅飲水ノタメ溝、取設ノ件」各国書翰留 英仏 文久二戌年正月より十二月、164、『函館奉行所文書』北海道立文書館 A 1-3/9。領事館の記録としてはエンスリーによって”The Chonai of the street would not permit how to commence the works...”「カシオンの水道開設について」英国官吏来翰録 自一千八百六十一年至同六十二年 111、『函館奉行所文書』簿書 67、北海道立文書館、
²² メルメ・カシオン師の住居の所在については、従来、称名寺内、鶴岡町、その他と諸説あったが、1862 (文久 2) 年の奉行所文書に「メルメットデカシオン君 (表) 新宅ノ飲水なく殊ノ窮合ニ付同人家ノ裏手ニ鶴岡町ノ地面を通シ溝を引く事を望む段ニ付」(西暦 1862 年 7 月 21 日) とあり、鶴岡町にある新居の水道敷設の件を扱っていることから、鶴岡町に新居を構えていたことが確認される。「カシオン新宅飲水ノタメ溝、取設ノ件」『函館奉行所文書』、各国書翰留 164、北海道立文書館 A 1-3/9。また、翌日には「称名寺ニ而ミストルカシンの小家ニ付用向出来」(西暦 1862 年 7 月 22 日) との書状も出されており、メルメ師がまだ称名寺内で執務していたことを窺わせる。「カシオン小家ノ儀ニ付、仏国領事館へ関係役人差遣ノ件」、各国書翰留 165、『函館奉行所文書』A 1-3/9、北海道立文書館
²³ 「メルメット、町人ヨリ地所借用ノ件」『各国官吏文通録』25、北海道立文書館、A 1-3/21
²⁴ 1866 (慶應 2) 年 7 月に同住宅の改築を任された大工栄七の見積書が残っている。「英館御普請御入用留 慶應二寅年三月」『函館奉行所文書』簿書 89、北海道立文書館
²⁵ メルメ師の住居は、師の帰国後、おそらくは英国人商人に一時譲渡とされ、その後、デンマーク人商人デュースが引き取って使っていた。1866 (慶應 2) 年正月 11 日の奉行所文書に「佛岡士 (ヴーヴ) ヨリ『カシオン』ノ家作セシ『デュース』住居ノ地ハ日本政府ヨリ給與センカ日本人ト自談ニテ借地セシヤ諮問ノ来翰」とあり、それに対して「箱館市人ト自談ニテ両圃ニ貸付セシ」との回答が出ている。「箱館佛岡士借地請求一件 慶應三年丁卯」『地所門下・岡士館地・別異貸地・貸地・雑類・返地・競馬場遊園』外務省外交史料館、B1 3090210200 同年の「外国人へ貸渡地所並ニ建物調書」にもデュースへの貸渡地として表記されている。『雑乗、慶應二年』北海道立文書館、A 1-3/52。この地所は 1870 (明治 3) 年にデュースより英国人商人ブレイキストン (ブランキストン) に再譲渡されている。『函館港外国人エ地所相対貸渡書類』、北海道立文書館 F-1/491
²⁶ 同図では、今日の元町カトリック教会の建つ大工町の教会敷地は「フランスデンヤ」と記し、鶴岡町の「フランス」と差異化している。ただ、鶴岡町の旧メルメ・カシオン新家は、1870 (明治 3) 年に英国人貿易商ブレイキストンに譲渡されているので、領事館として機能したとしてもわずか 3 年に限られる。なお、函館のフランス領事館は明治 9 年に横浜に統合されているが、デュース自身は 1872 (明治 5) 年末にその職を辞し、以後は英国領事館員が仏領事 (副領事など) を兼ねる。
²⁷ 明治 7 年函館市街の図
²⁸ 開拓使函館支廳編『開拓使十六大区 (三) 乾』1876、函館中央図書館蔵、は土地の払下 (土地処分) にともなって作成された詳細な地籍図であり、筆ごとに所有者、面積、間口・奥行などが記されている。
²⁹ 「箱館町拝借地元帳 安政四巳年十二月、鶴岡町」、『箱館奉行所文書』簿書 12、北海道立文書館
³⁰ 原文は ”Thopital (原文ママ) est achevé”. AMEP, le 2 Mars 1861, M.Mermet à M.Libois.
³¹ 「英館御普請御入用留 慶應二寅年三月」、『函館奉行所文書』簿書 89、北海道立文書館
³² 原文は下記の通り。”à mon départ leur nombre élevalt a (原文ママ) 455.”
³³ AMEP, le 17 Septembre 1863, M.Mermet à MM.les Directeurs.
³⁴ AMEP, le 20 Août 1861, M.Mermet à M.Libois.
³⁵ AMEP, le 30 Juin 1862, M.Mermet à M.Libois., le 17 Juillet 1862, M.Mermet à M.Libois., le 1 Novembre 1862, M.Mermet à M.Libois., le 20 Novembre 1862, M.Mermet à M.Libois., le 8 Février 1863, M.Mermet à M.Libois., le 12 Mars 1863, M.Mermet à M.Libois., le 10 Avril 1863, M.Mermet à M.Libois.
³⁶ AMEP, le 21 Septembre 1863, M.Furet à M.Libois.
³⁷ 「地所門下・岡士館地・別異貸地・貸地・雑類・返地・競馬場遊園」、外務省外交史料館、B1 3090210200
³⁸ 領事なる用語が定着するのは明治に入ってからで、当初は原語をそのまま使って「コンシュル」、あるいは中国語を援用して「岡士」などと呼ばれていた。領事館は「コンシュル館」、「岡士館」などである。
³⁹ 『応接書上留 文久元酉年 箱館大工町上通魯西亜館増地兼絵図』函館中央図書館蔵。この図面は前年に定められた露英仏の 3 領事館地に加えてロシア病院建設のため、ロシア領事館地の東南側に新たに用地 1200 坪を描き加えたもの。別紙の敷地図ならびに下記の文書から三か国の領事館用地について、ロシアは 1859 (安政 6) 年 2 月 28 日、英国は 1860

(万延元)年4月12日、フランスは同年8月18日に貸渡となっていることが読み取れる。「露国領事館へ貸渡ノ借地等並ニ病院地ノ地税ニ付、取極ノ件」、各国書翰留55、文久元酉年正月ヨリ十二月迄、『函館奉行所文書』A1-3/8、北海道立文書館

⁴⁰ ロシア領事館の完成は1860(万延元)年3月、同年9月にはロシア正教会も同じ敷地内に竣工。英国領事館の完成は1862(文久2)年12月。「英国新領事館落成ニ付引渡ノ件」『函館奉行所文書』、達懸合留文久二戌年より同三年亥年迄、北海道立文書館A1-3/34

⁴¹ 「箱館佛岡土館地一件...萬延元年庚申...同朔(8月)箱館奉行ヨリ館地貸與證書ハ捺印和文書ヲ添へ送ルヲ以テ一通ハ捺印ノ上來タスヘシトノ返翰」「地所門下・岡土館地・別異貸地・貸地・雑類・返地・競馬場遊園」、外務省外交史料館、B13090210200。また、前掲の『応接書上留 文久元酉年 箱館大工町上通魯西亜館増地兼絵図』には各国との契約締結日が明記されている。

⁴² メルメ師は奉行所の斡旋で鶴岡町の土地の借上げ交渉を地主新六、又兵衛、善衛との間で進め、借地契約を結ぶに到っている。しかし、ここでの病院建設は1863(文久3)年のメルメ師の帰国のため実現せず、土地は返地されている。同上「箱館在留佛人『カシュン』返地一件」『續通全覽頻聚總目録卷之地所門』外務省外交史料館

⁴³ ロシア病院は、ロシア人の居留者等のために1858(安政5)年、後に五稜郭が建設される亀田の地に建設されたが、翌年の火災で焼失。当時、建設が進んでいた大工町の領事館の南隣に1200坪を増地して1861(文久1)年8月に土地を借受け、大工忠次郎の請負で1862(文久2)年初めに竣工したが、施工に問題があったようで修理工事等がなされている。同病院に入院した新島襄より、外来患者診察所と入院室66室からなると報告され、日本人からも高い評判を得た。1865(元治2)年3月の火災で焼失。以後、この敷地は放置されていたが、1874(明治7)年にドイツ人のルートヴィヒ・ハーバー(Ludwig Harber: 1843-1874、ハーバー商会)に貸渡される。

⁴⁴ 谷澤尚一「幕末・箱館ロシア病院に関連する史料」、『地域史研究はこでて』第2号、1985、pp.56-81。亀田の病院は1898(安政5)年に開所、400坪の敷地に展開した小規模な医院であった。

⁴⁵ 1858(安政5)年に南郊の尻沢辺道に建設が始められたアメリカ領事館は1860(万延元)年の『箱館全図』にも描かれている。アメリカへの一時帰国から戻った領事ライス(Elisha E. Rice: 1820-1885)が英露と同じ山ノ手大工町に新たな敷地を求めるようになる。1862(文久2)年5月7日に天神町の一画が火災で焼失したのに対し、奉行所はその土地を館地として提示し、ライス自身もいったんは同意したものの、横浜の公使館の指示で再度、大工町に敷地を求める。当初、奉行所はロシア領事館東の町人居住地と空地を含めた700坪余りを提示したが、アメリカ側が同地に学校・病院も含めるということでロシア並の規模を要求。最終的に規模を1100坪に広げ館地として貸渡すことになった。「米

国領事館用地所貸渡ノ件」『亜館御普請御用留 文久二戌年八月』48、『函館奉行所文書』A1-3/48、北海道立文書館

⁴⁶ 同上「箱館米岡土館地一件」 文久2 『續通全覽頻聚總目録』外務省外交史料館

⁴⁷ 「領事館地所トシテ源兵衛沽券地等ヲ貸渡ニ付、立退料支払並ニ替地用意ノ件」、『箱館奉行所文書』、亜館御普請御用留 文久二戌年八月、3、北海道立文書館A1-3/48。ロシア領事館東に「石崎村源兵衛沽券地(元金澤観左衛門拝借地)、英国領事館東に「町年寄西村次兵衛拝借地255坪6合」があり、増地にあたって民家の立退移転が必要となった。

⁴⁸ 「箱館米岡土館地一件」 文久2 『續通全覽頻聚總目録』外務省外交史料館

⁴⁹ 「地所地均並ニ石垣築造ニ付入札ノ件」『亜館御普請御用留 文久二戌年八月』北海道立文書館A1-3/48

⁵⁰ 「領事館普請入用金ノ内、繰替払分精算ノ件」、『亜館御普請御用留 文久二戌年八月』48、『箱館奉行所文書』A1-3/48、北海道立文書館

⁵¹ 1872(明治5)年に入って奉行所がヴーズに貸渡した役宅の家賃未払い問題が浮上し、この住宅の貸渡の経緯が日仏双方で詳しく検証されている。それによると1864(元治3)年に箱館在住のスイス商人であったヴーズ(Henri Weuve: ?-1870)がフランス代弁領事の資格で奉行所から上大工町に役宅1軒を借り上げている。「函館居留仏蘭西国領事「ウエル」氏ニ貸与大工町建屋家租延滞一件」外務省外交史料館、B12082624700。この「ウエル」氏は同文書に記された経歴や没年からヴーズを指すと判断される。なお、ヴーズはもともと横浜で臨時書記官補として公使館に採用され、1863(文久3)年に箱館に移り、9月28日付で代弁領事を拝命し、スイス副領事も務めていた(1864-1868)。1867年6月に代弁領事を辞して横浜に移り、フランス公使館の通訳官となり、横浜仏語伝習所でも教鞭をとる。1870年西暦2月27日に横浜にて没、彼の墓は横浜外人墓地にある。See also: P. Dallas 'Lost Memories: The Search for the First Swiss in Japan', in R. Mottini "Switzerland and Japan: Highlights of Their Encounter" Zurich, 2006, pp.55-91

⁵² 問題が発覚してから未払い家賃の最終的な支払いまで5年がかり、1878(明治9)年2月24日に開拓使から仲介となった外務省に受取証が発行されている。「函館居留仏蘭西国領事「ウエル」氏ニ貸与大工町建屋家租延滞一件」外務省外交史料館 B12082624400

⁵³ 「函館デンマーク領事デュース氏借家料の件 / 代理公使ブツォウ(横浜)」、『開拓使外国人関係書簡目録』0C042550000000000、北海道大学付属図書館北方資料室

⁵⁴ 「ウエーウ宅修復用2千ドル引替ノ件」『箱館奉行所文書』魯亜仏葡書翰151 慶応元年、北海道立文書館A1-3/13

⁵⁵ J.H.デュース(John Henry Duus: 1834-1889)はデンマーク商人の長男としてインドに生まれ、1861(文久1)年に来箱。弟のE.H.デュース(Edward Hercules Duus: 1836-1901)も後に函館で合流。1867(慶應3)年にデンマーク領事に任じられ、1889(明治22)年に他界するまでその職にあった。生涯函館で過ごし、没後は函館外国人墓地に葬られている。母親が英国人で英国との二重国籍であったことは英国領事館の文書に記されている。英語名を名乗り、当初は英国人と行動をともにした。「函館在留外国人戸口員数取調ノ件」外務省外交史料館 B13080497600。また、デュースの活動については、長島要一「駐函館デンマーク領事J・H・デュース(1834-1889)についての覚書」、函館市市史編さん室『地域史研究はこでて』20、1994、pp.1-31は、彼の出自については不正確であるものの、函館での仕事や領事業務について日丁両国の史料から詳細に検証している。

⁵⁶ 「古橋次郎役宅佛國領事へ貸渡ノタメ応接懸買上ノ件」『箱館奉行所文書』達懸合留 文久二戌年より同三年亥年迄99、北海道立文書館A1-3/34。古橋次郎(1830-?)は江戸旗本の家に生まれ、1857(安政4)年に箱館に派遣されて地誌調査並として樺太の測量などを手掛けた後、箱館奉行所調役を務める。

- 57 「大工町建屋佛國領事に貸渡ノ件」北海道文書館
- 58 越野武「文久3年在箱館英国領事館について―上―創建・焼失年と建設経緯」日本建築学会論文報告集 No.341, 1984, pp135-141
- 59 「英国領事館新築図三葉、文久元年起案、文久二年建築成り請り慶應元年一月十六日の火災に罹る」とある。御普請所『西年英館絵圖面』函館中央図書館所蔵
- 60 「箱館の領事館被災に伴う再建について」「英国官吏来翰録 一千八百六十五年」15 『函館奉行所文書』北海道立文書館 簿書 84。英国商務官チャールズ・ウィンチェスター (Charles Alexander Winchester: ?-1883) によって記されたこの文書は英文原本と奉行所による翻訳の双方が残っており、architect に対して「建築家」の訳語を与えたものとも古い例とみなされる。なお、クリペ (F.L. Clipet) については、横浜居留地の地図「横濱繪圖面」(1865) の制作、横浜フランス公使館 (1866) の設計などで名を残しているが、経歴については不明である。
- 61 「松蔭町領事貸渡建家・大工町領事に貸建家書入」、1865 (慶應元) 年、北海道立文書館
- 62 英国領事館の建築は 1879 (明治 12) 年の大火で焼失、その跡地に 1885 (明治 18) 年に領事館を再建するも、1907 (明治 40) 年の大火で再び焼失。その後、1913 (大正 2) 年に現在の旧英国領事館が建設される。
- 63 1866 (慶應 2) 年 3 月 20 日の夜、ロシア病院の厨房より出火し、犠牲者 1 名を出して病院は全焼する。「消防方ノ者、露国領事館内病院ノ火災鎮火ニ協力ノ件」、『箱館奉行所文書』各国官吏文通録 34、北海道立文書館 A 1-3/19
- 64 「函館居留仏蘭西国領事「ウエル」氏ニ貸与大工町建屋家租延滞一件」 外務省外交史料館、B12082624700、
- 65 レオン・ブラン男爵 (Baron Léon Brin: 生没年不詳)、外交官補 (アタシェ) の資格で江戸の公使館に勤務、公使レオン・ロッシュの不在時には代理公使も務める。"Chronicle & Directory for China, Japan & the Philippines for the Year 1868" Daily Press, Hong Kong, 1868, p.242. 川崎晴郎「明治時代の東京にあった外国公館 (1)」『外務省調査日報月報』2010, No.2, pp.12-13. 奉行所文書には「ブロン・ブライン」、「バロン・ブラン」等の名で記されている。1868 (明治元) 年 10 月 (西暦) に離日し、その後は書記官としてローマ、ブリュッセルなどの公使館に勤務。ロワール地方パルベシヤに城館 (Château de Beau Soleil) を構え、1886 年にパリにてアメリカ人アニタ (Anita Ledoux: 1854-?) と結婚し、1890 年には公使のポストにあったことが確認できる (Chauncey M. Depew "Titled Americans, 1890" Old House, Oxford 2013)。
- 66 ラプラス (Laplace) は 1852 年進水のコルヴェット艦。排水量 1436 トン。日仏修好通商条約の調印のため 1858 年に下田、江戸に来航。その後、主として東アジア方面で活動、コーチシナ紛争などに参戦。1867 年に横浜に再度来航。Alain Clouet "La Flotte de Napoléon III" 2015
- 67 「佛国書記官バロンブラン西海岸見分ノタメ同国軍艦ニテ箱館行ニ付、日本役人同行ノ件」、『文通録補 元治二年』、北海道立文書館 A 1-3/29
- 68 1867 (慶應 3) 年の箱館での出入港記録を見ると、同年のフランス船の出入港はこのラプラスに限られる。「1867 (慶應 3) 年外国船の函館入出表」『函館市史』通説編 2。それによると、ラプラスは、7 月 7 日 (西暦 8 月 6 日) に西海岸に向けて出港している。なお、次の横浜行は 8 月 6 日 (西暦 9 月 3 日) 出港のプロイセン軍艦フィネタであり、ブランがそれで直接横浜に戻った可能性も排除はできないが、奉行所文書に出てくるブラン関係の記述は 7 月 7 日までに限られる。
- 69 マラン師 (Jean-Marie Marin: 1842-1921)、ソーヌ＝エ＝ロワール県生まれ、1863 年にパリ外国宣教会に入会、1865 年 12 月に司祭に叙階後、日本に派遣。翌 1866 年 2 月より横浜、次いで横須賀、沼津、神戸を歴任し、1873 年より函館に転任。明治初期の函館教会の基礎をつくる。1872 (明治 5) 年になされた北海道・東北旅行についての紀行文が反響を呼ぶ。1881 年に宣教会を退会し、フランスにてトラピスト修道会に入会。
- 70 1866 年 12 月 5 日付のマラン師より書簡
- 71 ムニクー師 (Pierre Mounicou: 1825-1871)、南仏生まれ、1848 年、司祭叙階とともに東洋での布教のために香港に派遣。1856 年にフランス軍艦に搭乗して箱館に上陸、死没した水兵の埋葬を行う。琉球を経て、1860 年に横浜に着任、ジラル師 (Prudence-Séraphin-Barthélemy Girard: 1821-1867) の補佐を行い、再宣教後の初のカトリック天主堂 (聖心聖堂 Eglise de Sacré -Coeur) を建設、1862 年 1 月に献堂。その後、長崎に転じ、1867 年に箱館赴任、翌 1868 年には神戸開港にともなって神戸に赴き、神戸での天主堂建設の指揮を執る。神戸にて帰天。ムニクー師の日記 (1856-1864) が刊行されており、カトリック史のみならず日仏関係史の視点から重要な資料とみなされている。但し、箱館滞在はその後になるので、箱館についての記載は、何度かの訪問 (1856 年、1862 年 8 月) に限られている。
- 72 AMEP, Japon, 20 décembre, 1866, Mgr. Petijean à M. Abrand
- 73 アルムブリュステ師 (Henri Armbruster: 1842-1896)、フランス東部のラングルに生まれ、1865 年にパリ外国宣教会に入会、翌 1866 年、司祭叙階直後の 5 月に日本に派遣される。長崎で過ごした後、1867 年 6 月にムニクー師とともに箱館に移動。箱館戦争の際に横浜に避難し、その後、新潟、東京を動く。1874 (明治 7) 年に帰仏し、宣教会の日本朝鮮満洲宣教担当理事、パリ神学院院長などの要職を務める。
- 74 AMEP Japon, le 9 juillet, 1867, M. Cousin à M. Rousseille
- 75 Ibid. le 27 août, 1867, M. Armbruster à M. Rousseille
- 76 ルセーユ師 (Jean-Joseph Rousseille: 1832-1900)、ボルドー生まれ、1854 年にパリ外国宣教会に神学生として入会し、翌年に司祭叙階。1856 年から 3 年半にわたって香港で宣教活動を行い、1860 年に帰仏、パリ神学校の朝鮮・日本・チベット宣教担当理事の職に就く。1867 年にパリ神学校院長アルブラン師 (François-Antoine Albrand: 1804-1867) の帰天を受け、師が兼ねていた志願者育成担当理事となり、アジア関係の報告を受け取る立場となり、多くの報告書や書簡が寄せられている。
- 77 フュレ師 (Louis-Théodore Furet: 1816-1900)、ロワール地方に生まれ、1839 年に司祭叙階。1852 年にパリ外国宣教会に入会、翌年に日本行きをはかるも果たせず、琉球 (那覇) に滞在。1862 年によりやく日本入国を果たす。横浜、長崎、横須賀、江戸にて宣教にあたり、長崎等でミッションの上長を務める。しかし、明治新政権成立後の 1869 年に

日本語学習に見切りをつけ、帰仏、宣教会を辞す。晩年は生地の教会の主任司祭を務める。アルムビュルステ師の横浜寄港時は横浜の上長の任にあった。

⁷⁸ フランス公使館書記官の「ブロン・ブライン」(バロン・ブラン) から函館奉行への依頼状。『各国官吏文通録』82、北海道道立文書館 A 1-3/16

⁷⁹ アルフレッド・ハウエル (Alfred Howell : 生没年不詳)、英国人、香港のデント商会のエージェントとして箱館に駐在。「ハウル」とも記される。デント商会の倒産(1867年)にともなって自らハウエル商会を箱館に設立。1865年から1868年までポルトガル領事を務める。なお、ハウエルの帰国後もハウエル商会はジョン・アンドリュース・ウィルソンの下で営業を続け、貿易、鉱山経営などを多角的に手掛け大正期まで存続する。

⁸⁰ AMEP, A Mgr Petitjean, rapport ou Journal (de la fin juin 1867 et allant jusqu'en juillet 1868) de Hakodate

⁸¹ AMEP, M. Arumbruster à M. Rousseille, le 4 juillet, 1867. 実際には、メルメ師の住居(新家)は、譲渡に際し、貸渡しの地代の回収をめぐる紛糾したが、民地であることから奉行所の介入する問題ではないとの結論で決着した。1866(慶應2)年の時点ではデュースがその住宅を保有していたことがわかっている。

⁸² AMEP, A Mgr Petitjean, rapport ou Journal (de la fin juin 1867 et allant jusqu'en juillet 1868) de Hakodate

⁸³ エドワード・S・モース、石川欣一訳『日本その日その日』2、平凡社東洋文庫 172, pp190-192

⁸⁴ フランス公使館書記官の「ブロン・ブライン」(レオン・ブラン) から函館奉行への依頼状。『各国官吏文通録』82、北海道道立文書館 A 1-3/16

⁸⁵ 「同廿三日箱館奉行ヨリ前件ノ地処ハ返戻アリシニ由リ需メニ應スヘシ地稅等モ承諾アラハ證書交換スヘシトノ返翰」、「箱館佛国岡士借地請求一件 慶應三年丁卯」『地所門下・岡士館地・別異貸地・貸地・雑類・返地・競馬場遊園』、外務省外交史料館、B1 3090210200

⁸⁶ 1867(慶應3)年8月16日付で既にフランス代弁領事となっていたデュースから函館奉行所への書状。「佛国僧侶用ノ地所借地證書、送付ノ件」『各国官吏文通録』北海道道立文書館 A 1-3/16

⁸⁷ 1903(明治36)年に、元町教会が立地する当該の敷地の契約更新をめくり、外交特権に関する借地の性格をめぐる日本政府と外交団との間で食い違いが生じ、その調整をはかった。その際の外務省側の文書には「佛国宣教師住所ノ近傍ニアル露国『オルトドクス』派宣教師、米国『メソヂスト』派教會学校及米国宣教師ハ其ノ占有スル地所ニ関シ永代借地券ニ付与スル特典ヲ享有スルコトヲ茲ニ附記ス 然シナカラ之レ等ノ地所ハ純然タル外国人居留地ノ一部分ヲ組成スルモノニアラス 佛国宣教師ノ地所モ亦右地所トハ一ナル取扱ヲ受ケ且日調印セラルヘキ新契約ニ於テハ千八百七十九年ノ借地券ノ條款變更セサルコト正常ナルカ如シ」とあり、両国の解釈の食い違いを明確にしている。この契約は1879(明治12)年に敷地1527坪の向こう25年の契約更新を行っている。「在函館仏国羅馬加特力教導社借地継続貸与一件」外務省外交史料館 B12083410800、なお、この折衝の際に元町教会の敷地の由来が確認され、契約が1866(慶應2)年として記されているが、これは契約発効の日付を実際の證書発効日より数か月遡って認定した結果と思われる。